

第九十四回国会

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十六年三月十八日(水曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長

鳩山威一郎君

理事

中西 一郎君

松浦 功君

小谷 守君

多田 省吾君

委員

小澤 太郎君

金丸 三郎君

田中 正巳君

名尾 良孝君

中村 慎二君

降矢 敬義君

片山 雅也君

山 甚市君

福間 知之君

大川 清幸君

山中 郁子君

栗林 卓司君

野末 陳平君

衆議院議員

片岡 清一君

後藤田正晴君

国務大臣

自治 大臣

安孫子藤吉君

自治省行政局選

事務局長

大林 勝臣君

常任委員会専門

員

高池 忠和君

警察庁刑事局捜査第二課長 漆間 英治君
自治省行政局選挙選挙課長 岩田 脩君

本日の会議に付した案件
○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○委員長(鳩山威一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。
この際、安孫子自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安孫子自治大臣。
○国務大臣(安孫子藤吉君) ごあいさつを申し上げます。
このたび自治大臣に就任いたしました安孫子藤吉でございます。大変時期が早く失礼をいたしておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。
私の敬愛する石破前自治大臣が入院加療のため、大臣を辞任せられましたことは、われわれにとりまして誠に残念でございますが、前大臣には一日も早く快癒され、再び国政の場におきまして敏腕をふるわれることを願ってやまない次第であります。
選挙の關係につきましては、平素から委員各位には格別の御高配にあずかり、厚く御礼を申し上げます。申すまでもございせんが、選挙は民主政治の基盤をなすものでございせん。民主政治の健全なる発展のためには、常に国民の政治意識の涵養に努めるとともに、公正かつ明らかな選挙の実現に積極的に努力してまいらねばならないと存じております。私といたしましては、その責任の重さを痛感いたしまして、最大の努力を傾けてまいりますので、どうぞ御指導、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。ごあいさついたします。

○委員長(鳩山威一郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、発議者衆議院議員片岡清一君から趣旨説明を聴取いたします。片岡清一君。
○衆議院議員(片岡清一君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。
この法律案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の公正を確保し、あわせて金のかららない選挙の実現に資する等のため、選挙事務所の移動の制限、任意制ポスター掲示場の拡充、後援団体等の政治活動のための文書図画の掲示の制限の強化、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の規制の適正化並びに連座制の強化を図るとともに、選挙人名簿登録の制度の改善その他所要の改正を行うものであるとあります。
次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。
第一は、選挙事務所の頻繁な移動が選挙に金がかかる等の弊害の一因ともなっていることから、選挙事務所ごとに、一日につき一回を超えて移動することができないこととしたものです。
第二は、後援団体の立て札、看板や、公職の候補者等あるいは後援団体の事務所・連絡所等を表示するポスターがはらんし、批判を招いておる実情にかんがみ、後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示することができるよう立て札及び看板の類の数は、同一の公職の候補者等に係る後援団体を通じて政令で定める総数の範囲内とすることとし、また、公職の候補者等の氏名等または後援団体の名称を表示するポスターで、当

該公職の候補者等もしくは後援団体の政治活動のために使用する事務所もしくは連絡所を表示したものは、後援団体の構成員であることを表示するためのものは、掲示できないこととしたものです。
第三は、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員及び市町村長の選挙における任意制ポスター掲示場制度の改善についてであります。これらの選挙については、従来の任意制ポスター掲示場制度による場合のほか、都道府県または市町村が条例で定めるところにより、義務制ポスター掲示場の場合と同様に、一投票区につき五カ所以上十カ所以内において政令で定めるところにより算定した数のポスターの掲示場を設けた場合には、選挙運動のためのポスターは、当該掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができないこととする制度を新設し、従来の制度との選択ができることとしたものです。
第四は、選挙運動のための街頭演説をする者及び街頭政談演説を開催する確認団体は、長時間にわたり同一の場所にとどまてすることのないように努めなければならないこととしたものです。
第五は、政党その他の政治活動を行う団体の自動車及び拡声機の規制についてであります。選挙時に機関紙誌の普及宣伝のためとして多くの自動車を使用され、また拡声機による宣伝告知が行われていることが、選挙の公正を害すると同時に騒音公害とも言われている現状にかんがみ、政党その他の政治活動を行う団体が自動車を使用して行う機関紙誌の普及宣伝については、確認団体が政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用するものが、これを行うことができないこととし、また、政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、機関紙誌の普及宣伝をする場合を含め、確認団体が、政談演説会の会場、街頭政

談演説または政談演説の場所並びに政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することができ、自動車の上においてする場合のほかに、これをするのでないこととした。

第六は、連座制の強化についてであります。現行の親族連座は、公職の候補者と同居している父母、配偶者、子または兄弟姉妹をその対象としており、同居していない場合であっても、これらの者が、候補者等と意思を通じて選挙運動をし、買収及び利害誘導等の罪を犯したため禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは、当該当選人の当選は無効とする事とした。

第七は、選挙人名簿の登録制度の改善についてであります。現在、九月十一日から十月十日までの間に投票日のある選挙を行う場合においては、九月十日に定時登録が行われた直後であり、選挙事務のふくそう期に登録を行うことによる名簿の正確性を損なうおそれがある趣旨から選挙時登録は行わないこととしておりますが、市町村選挙管理委員会の登録事務の改善合理化が進んでいく現状から、できるだけ多くの有権者を登録するという要請にこたえるため、選挙が行われる場合には必ず選挙時登録を行わなければならないこととし、あわせて、これに伴う所要の改正をすることとした。

最後に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正は、選挙期間中における政党等の自動車による政策の普及宣伝活動等に資するため、確認団体が政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することができ、自動車の台数を、現行のおおむね二倍程度に増加するものであり、その台数につきましては、衆議院議員の総選挙においては六台以内、所属候補者が二十五人を超える場合は、五人を増すごとに一台を加えた台数以内、都道府県及び指定都市の議会の議員の一般選挙においては、五人を増すごとに一台を加えた台数以内にそれぞれ改めるものであります。

以上が修正の概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鳩山一郎君) 以上で説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片山基市君 ただいま片岡先生から御提案がありました。本法改正に当たりまして、若干の質疑を行いたいと思っております。

安孫子大臣がたゞいまおられませんか、大臣に対する質問事項は後に回しまして、本法案に関する諸問題についてとりあえずお聞きをしたいと思っております。お答えを願いたいと思存します。

御承知のように、都道府県選挙管理委員会及び全国市区選挙管理委員会連合会から要望書が出されておりますが、それはどのように措置をされてきたのかお答えを願いたいと思存します。

○衆議院議員(片岡清一君) 都道府県の選挙管理委員会からいろいろ要望が出されておりますが、それらの中には非常に従来からいろいろ問題になっておりました点が指摘されております。それについて、その問題の究明にたいしていろいろ検討いたしまして、そして次のような事項を取り入れることに意見が一致いたしました次第でございます。御提案申し上げた次第でございます。

その一つは選挙登録の問題でございます。先ほど提案理由の御説明を申し上げましたとおり、九月十一日から十月十日の間に選挙が行われます場合及び選挙の期日前一カ月以内に選挙時登録が行われました場合には、いまだ選挙時登録が行われていなかったんでございますが、それとひとつ選挙時登録を実施することにするという案を取り入れた次第でございます。

それから、次は後援団体の政治活動用の立て札、看板の総数規制の問題でございます。また、政治活動用のステッカーの規制等につきましても意見が出ておりますので、これが余りはんらんし過ぎていろいろ弊害を生じておる。そして、金のかかる選挙になっておる。そういう点で、今回これを規制する案を取り入れた次第でございます。

それから第三には、機関紙誌の拡販車、ハンドマイクの規制等でございます。これらは騒音公害その他の立場からいろいろ意見が出ておりましたので、これを取り入れて、これらの規制を意図した次第でございます。

もちろん要望はその他多岐にわたっております。また、実現を必要とするものが数多くあると存じますが、引き続き今後とも研究をいたしまして、皆さん方相互に意見の交換をしながら、機会をとらえて要望が実現するように今後とも努力をしていきたいと、かように存じておる次第であります。

○片山基市君 ただいま御答弁を聞きますと、制限をすることは非常に熱心であります。たとえば都道府県選挙管理委員会連合会の文書の十六ページにございまして、「戸別訪問は、人数および時間等の制限をして、自由にできるように改正すること。理由としては、候補者等の人格、識見等を知り、または知らせるためには良い機会であり、その弊害は適当な制限と選挙人の自覚により除去すべきである。また、一般にも禁止を解除すべきの要望が強い」というように言われておるんですが、これを取り上げようとして選挙の基本的な問題として取り上げてきたことが、これが今回何ら取り上げられなかったという点について、非常に残念に思います。その間の御討議の内容がございましたら、お知らせ願いたいと思存します。

○衆議院議員(片岡清一君) ただいま戸別訪問の問題について御意見がございましたが、われわれもこの戸別訪問を自由にすべきであるという強い御意見、世論といえますが、そういう意見については十分耳を傾けて、この選択について議論をいたし、研究をいたしたのでございます。ところが、この戸別訪問禁止は、わが国の長い選挙制度の歴史から言っても、なかなかこれを自由にすることにはかなり問題がある。ことに戸別訪問がもし自由になるとすれば、これが選挙の一番主体をなすようなことになる可能性がある。そういった点で、これはかえって選挙民自体にも非常に御迷惑をかけることとなるし、また場合によってはこれを大きな計画のもとに動員をされるというようなことになりまして、かえってそれが金のかからない選挙に逆行する結果になる。こういうようなことを考え、また今日相当選挙違反については改善をせられつつありますけれども、やはりこれらの戸別訪問が買収、供応その他に結びつく可能性もなきにしもあらず。そういう点でさらに十分に慎重な検討を要する、こういうことで今回はこれを取り上げなかった次第でございます。

さらに、その他今回は制限が多くて選挙の自由ということに余り考慮が払われていないではないかという御意見でございますが、選挙はやはりあくまで自由闊達に行わなければならないのでございまして、けれども、しかし同時に、やはりこれが国民の福祉あるいは公共の福祉にも沿ったものでなければならぬ。騒音公害でありますとか、美観を損ねるとか、いろいろな点で国民生活に関係のある点については、十分な配慮を加えていかなければならぬ。かような立場から、先ほど提案理由の御説明で申し上げましたような配慮のもとに、いろいろな規制をやむを得ないものとして考えた次第でございます。その点御理解を賜りたいと思存します。

○片山基市君 その次に、「違憲訴訟等選挙の規定自体の不法違法を請求の原因とする訴訟は、選挙の効力に関する争訟の対象外とするか、または

被告を自治大臣とすること。」というふうに要請
がありますが、選挙管理委員会が被告になってお
るんですが、それを改めてもらいたいということ
については、どう御討議をいただきましたか。

○衆議院議員(後藤正晴君) 従来の選挙訴訟、
御質問のように選挙管理委員会を相手にして公選
法二百四条によって訴えられておるのが現状でござ
います。ところが、選挙管理委員会というのは
適法な選挙法に従って選挙の結果に影響を及ぼして
おるといったようなときに、その救済規定として
二百四条を規定してあるわけでございます。し
たがって、その場合には選挙管理委員会としても
適格要件があるわけでございますが、今日の選挙
の憲法違反についての訴えというのはそういうこ
とではなくて、選挙法自体が違憲であるというこ
とを訴えているわけでございます。その際に、選
挙管理委員会に果たして当事者能力があるのか
ないのかということ、選挙管理委員会としては大
変疑問に思っておるわけでございます。自分たち
は適法な選挙法を前提にして選挙の手続をやつて
おるんだ、ところが選挙法自体が憲法違反だと言
ってわれわれを選挙の当事者とせられることは迷
惑だ、こういうことでそういう御意見が出てき
ておると思います。

この点はまさに最高裁判所は従来二百四条によ
る違憲訴訟を取り上げておりますから、それにつ
いて私自身は意見を持っております。二百四条に
よる訴訟を、適法な訴訟の手続であるという前提
に立つての訴訟についてはこれはおかしい。そ
こで、従来から高裁等での判決があった場合には、
二百四条による違憲訴訟の取り上げ方は、こ
れはぐあいが悪いということでも選挙管理委
員会としては上告をしておるといったようなこと
でございまして、昨年の暮れの東京高裁の判決等
についても同じような理由で上告しております。
したがって、選挙管理委員会がそのようなことを
訴えてこれらのは当然のことであろうと思いま

す。

そこで、これをどう考えていくかということに
なりますと、多くあるのは損害賠償であるとかい
ろんな訴えがありますが、それは裁判所取り上げ
ておりませんが、定数は正の点については二百四
条の訴えを取り上げておるんですが、こういうこ
とについては、私は本来はあいつた訴訟は司法
の判断にはなじまない、これはやっぱり立法院の
責任だ。立法院はやはり各党間でよく話し合
いを遂げて、そして定数に仮にふぐあいがあると
するならば、それは国会みずからの手によって解決
していくべき筋合いのものではなからうかなど、
かように私自身は考えておるようなわけでござ
います。

○片山基市君 いまの答弁について後から関連し
ます定数は正については御質問いたしたしま
して、とにかくにも、選挙管理委員会がこのよ
うな裁判をやる被告側に立つことについてはなじ
まない、こう言っておるんでありますから、真剣
に自分のこととして考えてもらいたい。選挙管理
委員会は任命をしてやってもらつておるんであり
ますから、御苦労さんと言つてもいいけれども、
それは裁判のところに立たすべきものではない、
こういうふうに考えます。

以下、改正案について具体的な問題について御
質問したいんですが、後援団体等の事務所の立て
札、看板類等の総数について、各党間での話し合
いは進んでいるのか。政令を定めるに至るまでの
プロセス、その内容はどのような手順を踏まれる
のか御説明を願いたいと思ひます。

○衆議院議員(片岡清一君) 立て札、看板の類の
制限につきましては、衆議院の審議の段階でいろ
いろ御審議、御意見があったわけでございまして。
御承知のように、従来は一つの事務所あるいは後
援会連絡所それぞれ十本以内ということで制限を
いたしておりましたが、その連絡所ないし後援会
の事務所、そういうものについての数が総体的に
規制せられておりませんでしたために、非常には
らんをいたしたわけでございます。これをでき

るだけ金のかからない選挙という目標のもとに制
限を加えていくということで、いろいろ協議をし
たわけでございます。

そこで、まだはっきりした数は決定いたしてお
りませんが、審議の段階でいろいろ出されました
のは、総数二十本ぐらい——立て札、看板の類は
総数で事務所については十本、そしてその他後援
会の表示については全部で十本ぐらいというよう
なことがどうだろう、もつと三倍ぐらいにしても
いいんじゃないかという意見も出ております。い
ろいろ審議をいたしましたのですが、これは人によ
って非常に本数の多い人と、そうでない人たちがござ
いますと、まあ大体総数二十本ないし三十本とい
うことぐらいではないかという話し合いが進んで
おる程度でございまして、皆さん方の御意見を伺
いながら、これは政令でどう決めるかということ
を、最終的に決定していきたいと思つておる次第
でございます。

○片山基市君 そういたしますと、この参議院の
特別委員会が終了するまでの間に、どのような政
令の内容にするかということについての各党間の
話がで上がるものと考えてよろしゅうございま
すか。

○衆議院議員(片岡清一君) そのとおりでござ
います。

○片山基市君 しつかりと話をするときにはして
もらいたい。賛成、反対の問題は別としても、政令
で一方的に決められてしまつて、にっちもさつち
も動かないことになれば大変なことでありまして。
このご教示を頼んでどんどん前へ進むのが好き
な自民党のことです。それから油断もすきもでき
ません。

そこで、政党その他の政治活動を行う団体の宣
伝告知のための自動車及び拡声機についてお聞き
をいたします。

自治省の答弁をいたしまして、二月十八日衆議
院の公特の大林選挙部長のお言葉によると、確認
団体以外のいわゆる「政治活動を行う団体」は、

機関紙誌の宣伝も含むことを前提として、「政
策の普及宣伝、演説の告知のための自動車、拡声
機は選挙期間中は使えない」とのことだが、現
行法でも選挙期間中は禁止している政談演説会、
街頭政談演説以外に、どのような活動が規制の対
象になるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 先般の衆議院の委員会
におきまして類似の御質問がございました。その
ときにお答え申し上げた内容は、現在選挙期間中
——特に確認団体制度のございまして選挙期間中
におきましては、確認団体でない「政治活動を行う
団体」というのは、一定の政治活動の仕方という
のが制約をされております。これは御承知のとおり
でありまして、今回の規制は、改めて機関紙誌
の宣伝普及を含む自動車の使用であるとか、ある
いは機関紙誌の宣伝を含む拡声機の使用というも
のが加わつたわけでありますので、確認団体でない
の団体につきましては、選挙期間中というものの
も使えなくなるといふことでございまして、それ
も、おっしゃいますように、今回の改正によりま
して、特に拡声機の問題につきましてはいろいろ
御意見があったわけでありますけれども、現在に
おいて、もうすでにいわゆる「政治活動を行う団
体」の集会をいたしましては、街頭政談演説であ
りますとか、あるいは政談演説会でありまして
か、そういうものについてはもうすでに規制が行
われておるわけであります。したがって、今
回の改正の趣旨そのものは、それ以外の政策の普
及宣伝のための拡声機の使用ということになりま
す。そうなりますれば、街頭政談演説にも当たり
ない、あるいは政談演説会でもないということに
なりますと、街頭あるいは路地裏その他におきま
して、いわゆるハンドマイクを使つていろいろ政
策の普及宣伝をする、こういうものがかなり騒音
公害の原因となつておるといふ御意見が、あちこ
ちからございまして、自動車とともに規制をしたも
のと承知をいたしております。

○片山基市君 そうすると、路地裏作戦というも
のを封じ込めると、こういうことだと理解してよ

ろしゅうございますか。

○政府委員(大林勝臣君) 改正の御議論の中には、そういう御議論が多かったものと思います。

○片山善市君 先ほど申しましたように、政談演説会、街頭政談演説会以外について規制の対象と改めてしたというのはどういふことですか。

○政府委員(大林勝臣君) 現在確認団体でない「政治活動を行う団体」の選挙期間中の活動につきましては、政談演説会であるとか、街頭政談演説会であるとかポスター、立て札、看板、あるいはビラ、そういったものについて限定的に規制が加えられております。そのおりに上にも、従来また自動車の規制もございましたけれども、機関紙の宣伝を目的とする自動車の使用につきましては、果たしてこの自動車の中に入るのかどうか非常に疑義がございましたところ、最近の自動車の使用形態というものを考えますに、政治活動の自動車の規制をくぐるために機関紙の宣伝と称して、そういった実態が行われておるといふこともございますので、改めて機関紙の宣伝を含む政策の普及自動車というような規制をいたしますとともに、政策の普及宣伝のための拡声機の使用というものの規制を加えたわけでありまして、要するに、従来選挙期間中に確認団体でない「政治活動を行う団体」について規定されておりました規制にプラスいたしましたので、その二点の規制が加わったということでございます。

○片山善市君 そこで選挙部長にお聞きするんですが、労働組合法の第二条に、御承知だと思いますが、労働組合の条件が書いてあるんですが、「主として政治運動又は社会運動を目的とするもの」は労働組合の範囲に入らないことになっておるのでありますが、これは御承知ですか。

○政府委員(大林勝臣君) 承知いたしております。

○片山善市君 ことさらに、いわゆる「政治活動を行う団体」というものを労働組合の中に入れて、選挙期間中の規制をそれに当てはめようとするものがありますが、これは労働組合あるい

はその連合体などが、いかにもこれらに該当するがとき発言でありまして非常に納得できません。これは労働組合の目的や機能を知らぬ意見であり、またこれらを類推させるように誘導する飛躍した質問もありますが、そのいずれも労働組合を知らないか、労働組合を政治団体と錯覚して発言しているのではないかと思います。労働組合が組合員を対象に通常の周知の方法で、通常というのは特定の組合員です、労働者の地位、労働条件の向上を目的として活動することが規制されるのなら、これは大変なことだ。労働組合は政治運動を主たる目的としていないが、労働組合法で言うところの社会的地位を高める、こういうような政治的な要求を掲げ、その解決のために活動することは当然であり、これが規制される対象だということになるかどうか。たとえば、労働組合の組合員による自主的な集会上、必ずこれからお話によると警察官が来て、立ち会って政治的な要求があるかどうか確かめて、もしあれば弁士中止のよう

に集会中止をさせる。そしてその発言の内容によれば、選挙違反だと言いつ取り上げることになる。そんなことが強調されておるようにならるんですが、今度の改正はそれが目的でつくられたんではないか、お聞きいたします。

○政府委員(大林勝臣君) そういうことが目的でつくられたとは承知いたしております。

○片山善市君 それではどんな態様が問題だというのか、具体的に列挙してもらいたい。つまり従来どおりの労働運動の範囲における諸活動は否定されていらないと思ひます。紛らわしい行為だということ、警察権の勝手な判断で、正当な労働組合の日常活動まで規制されるおそれは全くないと言ひ切れましようか。

○政府委員(大林勝臣君) 労働組合の問題でいつも引き合いに出されるわけでありまうけれども、この問題は、根本的には今回の規制というよりも、現在の公職選挙法の二百一条の五以下に書いてあります「政党その他の政治活動を行う団体」という主語の中に、労働組合が入るのではないか

というふうな疑義が従来からありましたために御意見が出ておるんだらうと思ひます。

ただ、この二百一条の五以下に言う、つまり選挙期間中に規制をされます「政党その他の政治活動を行う団体」という場合の「政治活動を行う団体」の範囲ということにつきましては、これは非常に長い沿革があるわけでありまして、一番最初

は「政治活動を行う団体」という表現ではなくて、昭和二十三年の政治資金規正法におきまして、「政党、協会その他の団体」と、「協会その他の団体」というような表現になっておったわけ

あります。

その際の「協会その他の団体」とは何であるかという解釈につきましては、当時も非常に議論をされたわけでありまうけれども、必ずしも政治活動を行うことを主たる目的とする団体に限らないであつて、副次的に政治活動を行う目的を有する団体も「協会その他の団体」に入るんだと、こ

ういうことで解釈はされてまいりました。

公職選挙法もその解釈を引き継ぎまして、確認団体制度につきまして運用してまいつたのでありますけれども、昭和五十年に政治資金規正法が改正をされました、それまでの「政党、協会その他の団体」という範囲を非常に狭めまして、政治資金規正法上の「政治団体」というのは、政党あるいは政治活動を本来の目的とする政治団体のほか、継続的に主たる政治目的を持って活動する団体というふうに、非常に従来の「協会その他の団体」の範囲を狭めたわけでありまう。政治資金規正法の趣旨に基づいて狭めたわけでありまうので、公職選挙法の方では従来どおりの扱いにする必要がありまう。そのために「協会その他の団体」という表現を「政治活動を行う団体」という

ふうに昭和五十年に改正をされました。

その時点でもその範囲について非常に大きな議論があつたと承知いたしておりますけれども、それ以降今日まで「政治活動を行う団体」というのは、一貫して改正前のいわゆる政治資金規正法に言う「協会その他の団体」の範囲と全く同じであ

る。つまり政治活動を行うことを主たる目的とする団体に限らず、副次的に従として目的とする団体であつても「政治活動を行う団体」である。こ

ういうことに実は現在なつておるわけでありまして、特定の団体がそういう「政治活動を行う団体」に当たるかどうかという問題は、その都度の事実認定の問題として今日までまいておるわけ

であります。もちろん労働組合が、そういう政治活動を行うことを主たる目的とするということ

は労働組合法で禁止されておりますので、そういうことはないと私も承知しておりますけれども、

「政治活動を行う団体」の範囲及びその認定につきましては、いま申し上げたとおりでございます。

○片山善市君 そういたしますと、昭和五十年の改正時に議論がありまして、いわゆるビラの配布の問題で特定の者が特定の者に渡す、労働組合が労働組合員に渡す場合についてはこれに該当しない、こういうことで合意をしたことがあるんですが、これと同じように理解をしてよろしうござ

いますか。

○政府委員(大林勝臣君) いわゆる政治活動といふものをどう理解するかという問題になるわけでありまうが、いろいろ選挙運動でも同じであります。政治活動でも同じであります。要するに選挙運動であれ政治活動であれ、これはやはり不特定多数の方々、つまり言いかえれば外部の方を含めて、そういう活動の対象とするという場合、選挙運動であるとか、あるいは政治活動であるとか、内部のな関係というものにつきましては、公職選挙法で考えております政治活動という範囲に入つてこないであらう、こう考えております。

る。つまり政治活動を行うことを主たる目的とする団体に限らず、副次的に従として目的とする団体であつても「政治活動を行う団体」である。こ

ういうことに実は現在なつておるわけでありまして、特定の団体がそういう「政治活動を行う団体」に当たるかどうかという問題は、その都度の

事実認定の問題として今日までまいておるわけ

であります。もちろん労働組合が、そういう政治活動を行うことを主たる目的とするということ

は労働組合法で禁止されておりますので、そういうことはないと私も承知しておりますけれども、

「政治活動を行う団体」の範囲及びその認定につきましては、いま申し上げたとおりでございます。

○片山善市君 そういたしますと、昭和五十年の改正時に議論がありまして、いわゆるビラの配布の問題で特定の者が特定の者に渡す、労働組合が労働組合員に渡す場合についてはこれに該当しない、こういうことで合意をしたことがあるんですが、これと同じように理解をしてよろしうござ

いますか。

○政府委員(大林勝臣君) いわゆる政治活動といふものをどう理解するかという問題になるわけでありまうが、いろいろ選挙運動でも同じであります。政治活動でも同じであります。要するに選挙運動であれ政治活動であれ、これはやはり不特定多数の方々、つまり言いかえれば外部の方を含めて、そういう活動の対象とするという場合、選挙運動であるとか、あるいは政治活動であるとか、内部のな関係というものにつきましては、公職選挙法で考えております政治活動という範囲に入つてこないであらう、こう考えております。

○片山善市君 私は不特定多数の話をするに、労働組合が労働組合の目的を持ち、労働組合員に対して行う行為について適用されるかどうかということ聞いておつたんですが、そのとおりに理解してよろしうございますか。

○片山善市君 ことさらに、いわゆる「政治活動を行う団体」というものを労働組合の中に入れて、選挙期間中の規制をそれに当てはめようとするものがありますが、これは労働組合あるい

は、その連合体などが、いかにもこれらに該当するがとき発言でありまして非常に納得できません。これは労働組合の目的や機能を知らぬ意見であり、またこれらを類推させるように誘導する飛躍した質問もありますが、そのいずれも労働組合を知らないか、労働組合を政治団体と錯覚して発言しているのではないかと思います。労働組合が組合員を対象に通常の周知の方法で、通常というのは特定の組合員です、労働者の地位、労働条件の向上を目的として活動することが規制されるのなら、これは大変なことだ。労働組合は政治運動を主たる目的としていないが、労働組合法で言うところの社会的地位を高める、こういうような政治的な要求を掲げ、その解決のために活動することは当然であり、これが規制される対象だということになるかどうか。たとえば、労働組合の組合員による自主的な集会上、必ずこれからお話によると警察官が来て、立ち会って政治的な要求があるかどうか確かめて、もしあれば弁士中止のよう

に集会中止をさせる。そしてその発言の内容によれば、選挙違反だと言いつ取り上げることになる。そんなことが強調されておるようにならるんですが、今度の改正はそれが目的でつくられたんではないか、お聞きいたします。

○政府委員(大林勝臣君) そういうことが目的でつくられたとは承知いたしております。

○片山善市君 それではどんな態様が問題だというのか、具体的に列挙してもらいたい。つまり従来どおりの労働運動の範囲における諸活動は否定されていらないと思ひます。紛らわしい行為だということ、警察権の勝手な判断で、正当な労働組合の日常活動まで規制されるおそれは全くないと言ひ切れましようか。

○政府委員(大林勝臣君) 労働組合の問題でいつも引き合いに出されるわけでありまうけれども、この問題は、根本的には今回の規制というよりも、現在の公職選挙法の二百一条の五以下に書いてあります「政党その他の政治活動を行う団体」という主語の中に、労働組合が入るのではないか

というふうな疑義が従来からありましたために御意見が出ておるんだらうと思ひます。

ただ、この二百一条の五以下に言う、つまり選挙期間中に規制をされます「政党その他の政治活動を行う団体」という場合の「政治活動を行う団体」の範囲ということにつきましては、これは非常に長い沿革があるわけでありまして、一番最初

は「政治活動を行う団体」という表現ではなくて、昭和二十三年の政治資金規正法におきまして、「政党、協会その他の団体」と、「協会その他の団体」というような表現になっておったわけ

あります。

その際の「協会その他の団体」とは何であるかという解釈につきましては、当時も非常に議論をされたわけでありまうけれども、必ずしも政治活動を行うことを主たる目的とする団体に限らないであつて、副次的に政治活動を行う目的を有する団体も「協会その他の団体」に入るんだと、こ

ういうことで解釈はされてまいりました。

○政府委員(大林勝臣君) そういうことでござい
ます。

○片山基市君 どうも今回の改正はポスター、立
て看板の総量規制といい、選挙期間中の自動車、
拡声機使用の規制といい、街頭演説の時間の制限
といい、所轄の警察の判断にウエートを置いたと
見られるものばかりのように考えられます。これ
で公職選挙法に言う「選挙人の自由を表明せる意
思によつて公明且つ適正に行われることを確保」
できると言えるのかどうか、疑義がありますので
お答え願いたい。

○衆議院議員(片岡清一君) その問題につきま
しては、先ほど申し上げましたようにこれは選挙の
理想といえますが、それはやっぱり自由闊達な選
挙運動ができるということが理想の姿であると存
じますが、しかし、その自由を余り奔放にいたし
ますと、そこにいろいろの弊害が出てくる、たと
えば、騒音が余りやかまし過ぎるとか。したがっ
て、いまの選挙法でも選挙運動の時間を制限をし
たり、いろいろの方法についても制限を加えてお
る。こういうことはあくまで本論は自由である
べきであるが、しかし、やはり選挙のやり方につ
いては公衆の迷惑にならぬように、社会の静ひつ
を害するようなことのないように、そういう点も
やはり考慮に入れなければならぬし、あるいはま
た、選挙に費用が余りかかり過ぎるために選挙の
公正を期したいというような場合には、やはり
お互いに話し合つて、できるだけ金のかからない
選挙にする、そういう点でやはりある程度自由
に対する規制をしなければならぬ、こういう点に
なつてくると存するわけでございます。

今回、先ほど趣旨説明の中で申し上げましたよ
うに、すでに地方の選挙管理委員会いろいろな
議論があつて、要望のあつた点等を考えながら、
それらをあわせ検討いたしました、いま提案をい
たしておりますような規制を加えることにいたし
た次第であります。

○片山基市君 選挙法の解釈については所轄の警
察署によつて非常に大きな違いがあると感じられ

る。非常に警察官の裁量行為があるように考えら
れますが、このようなことは今度の改正案につい
ては起こりませんか。

○衆議院議員(片岡清一君) これは私は今回の制
限のために警察が介入をして選挙の自由を妨害す
る、さようなことは起こるべきでないし、またそ
ういうことは起こらないということを確信いたし
ております。

○片山基市君 議員立法ですから、後日問題が起
こつたりすると所在が明らかでないので、しつこ
り議論をしておきたいと思ふんですが、とにかく
私たちが非常に心配するのは、選挙に警察が介入
してくるというふうな事態を起こさないために、
自由を求めたり、公正を求めたり、公平を求めた
りしておると思ふます。そういう意味で、今度の
場合非常に心配するのは、解釈の問題で警察権の
介入が起らないためにどうするか。これは後、
まだ先生方が御議論されましようから、それしつ
かり歯どめをしておいていただきたい、こう思ひ
ます。

次に、政党などの機関紙誌の販売は従来経済活
動、商業活動として認められた普及宣伝行為であ
りました。それを政治活動として規制の対象とす
ることはどうかということでもあります。この実態
については先ほどお話がありました、もう一度
どうしてもこれをせなければならぬ理由につい
て御説明願ひたい。拡販車の禁止をしました理由
をもう一度説明してください。

○衆議院議員(片岡清一君) 拡販車は、これは御
承知のように、本来あるべき姿はそれぞれの機関
の機関紙誌の拡張宣伝のために使われるのが普通
で、本来の姿であるべきであります。ところが、
この拡販車が従来選挙にいろいろの面で候補者の
当選を期する、あるいは政策の宣伝、その他い
ゆる選挙運動に紛らわしいふうに使われる場合が
相当出てきた。これが一般の騒音公害の段階に至
つて、非常に社会の静ひつに影響するやうな使わ
れ方をしてきたということで、これをぜひ規制す
べきである。したがって、本来の機関紙誌の拡販

にだけ制限せられるならばいいですが、選挙に紛
らわしいものになる可能性があるので、そこで、
いままでは選挙法で規制されておつた自動車の数
の中へひとつ入れて、そうして広範囲にそれが脱
法行為に使われ、紛らわしい行為に使われること
を防いでいこう、こういうことでこの問題を取り
上げた次第であります。

○片山基市君 片岡先生のおっしゃつたように、
仮に選挙運動と紛らわしいものがあつたとすれ
ば、その行為を規制することが、禁止じゃなくて
規制をすることができないでしょうか。

○衆議院議員(片岡清一君) これは規制をするや
り方が大変困難であり、またこれは広範囲にわた
り、そうしてこの規制を効果的にするというため
には相当なやはり努力を要する、こういうことにな
るわけでありまして、したがつて、やはりこれ
はお互いに話し合い、お互いに土俵をつくつて、
そうしてそういうことのないようにしていこうと
いうのが今回の規制でございます。

○片山基市君 大臣がおられる時間があと限られ
るようでありまして、初めに省略しました分を
大臣に質問します。

冒頭に、まず公職選挙法の意義と目的について
大臣はどのように御理解をいただいていますか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) やつぱり選挙は民主
主義の基礎でございますので、その選挙が公正
であり、適切に行われるように、そういうことを
目的といたしまして公職選挙法が成り立つておる
ものだと考えております。

○片山基市君 昭和五十年の七月の本法改正に当
たりまして、わが党は抜本改正を主張し、選挙公
営の拡大を中心とする前進的な改正をされるよう
に努力いたしました、決して十分なものであり
ません。今回の改正はこれらに関連して言えば、
場当たり的なその場に必要なるものを手直ししたに
すぎないと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 公営の問題について
は、やはりこれをできるだけ拡大をしていかなく
ちゃならぬ、これはそのとおりだろうと思ひいま

す。しかしながら、当面緊急を要する選挙の実態
についての適切でないものを是正しよう、こうい
うことで今回の提案、御審議を願つておる、こう
いうふうには私は理解しております。

○片山基市君 月日は六年たちました関係から、
当面と言われる間に公職選挙法特別委員会を開か
れております。その間に議論もありましたが、
進みませんでした。今回の公職選挙法の改正に当
たりまして懸案となつたものがありますが、その
解決策はどういうふうに考えていますか。昭和五
十年にいわゆる改正したときから懸案になつてい
る問題があります。それを今回はどのように対処
するようにお考えでしょうか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) その当時から問題に
なつておりますのは、いわゆる定数の問題が主と
して議論の対象になつておつたと私は理解をいた
しております。

そこで、定数の問題になりますと、これはなか
なか複雑な要素があるわけでございます。私から
言うまでもございませぬ。各党の考え方もござい
ます。それからまた地域社会との関係もござい
ます。特に参議院の地方区の場合になります
と、半数改選というやうな問題もあります
し、あるいはまた定数の絶対数をどうするかとい
う問題だつてきつめて重要な問題になつてくるわ
けでございます。その辺のことをいろいろ検討
をして結論を得なくちゃならぬ。この問題こそが
やつぱり立法府におきまして、特に各政党間にお
きまして議論を尽くされて結論を得るべきもので
あらうと、これこそが最も各党におきまして議論
を尽くして結論を得ていただきたい問題である。
そういう性質のものだと私も理解をいたして
おります。

○片山基市君 言葉を返して非常に失礼でありま
すが、かつて昭和五十二年の四月八日に、御承知
と思ひますけれども、社会党、公明党、共産党、
民社党の各派を代表して、十八名増に基づくこ
ろの野党側のおおむねの意見の一致をしいわゆる
定数は正の案を私が代表をして提案しました。

しかし、これは議員立法でありますから御説明をしただけで、神田特別委員長にあの世にまで持っていかれてしまいました。

私は、選挙制度が真に民主的な政治を実現させ、政治に対する国民の信頼を高めるには、金権選挙をなくすることと同時に、何よりも法のものにおける平等、平等な選挙権が行使されるべきだと思ふ。そういう意味で、一票の重みに対してひとつと真剣に取り組んでいただくのが当然ではないか。定数の問題は政党のそれぞれの浮沈にかかわる問題でありますから、大変むずかしいことでありまして、野党がこれだけ足並みをそろえれば、与党の方がきちんとこれにこたえていく。総理大臣に歴代聞けば、各党で話をしてくれと言ふ。各党は全部できておるんです。自民党ができてないんです。おわかりですか。各党各党と言われるのはちょっと物が言にくいんであります。そういう意味で今度の改正について、大臣から私の意見についての御所見をいただきたいと思ふのです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私が各党と申しましたのは自民党を含めての各党でございます。その辺の合意を得られるようにひとつ御努力をお願いしたい、こういうことでございます。

○片山基市君 まあ主として、自民党多数で自民党が反対すればできないということでありまして、責任は挙げて自民党にある。ときどき野党は頼りないなどと言いますが、しっかりやるとやり過ぎだといって批判を受ける、こういうことですから、言論では幾ら勝ってみても数では負ける、こういうことになりますので、数もさることながら理屈も合わせてもらいたいと思ひます。

私は、本委員会が発言の機会を得るたびに、定数は正について速やかに取り組むべく言い続けてきました。しかし、これらに対してはお互いにお話のように、党利党略の視点から一歩も出ておられない。今日まで議論が繰り返されていることについて非常に憤慨にたえません。そこで、最近では、先ほどお話がありましたよ

うに、参議院選挙制度の根幹に触れる問題、全国区の問題を自民党としては多数を頼んでむき出しの党利党略案をマスコミに乗せておるようでありまして、地方区の定数は正については従来の懸案事項でありながら、国民の目をそらせようとすることで躍起のように思ひます。何と云つても、全国区の問題もさることながら、地方区の定数は正というのは、参議院の特別委員会における最も大きな課題だと思ひます。確かに全国区はお金がかかり過ぎるということ、大変命にかかわるような選挙をしなければならぬという候補者のつらさ、これはあります。しかし、それは一票の重みとは関係ないんであります。そういう意味でありますから、一票の重みということになれば、地方区の問題の解決を急いでもらわなきゃならぬ。しかし、それについては別にいま議論しておる最中でありますから、一票によるところの参議院の全国区、地方区一体の話もありまして、そういうこととわれわれの目をそこに集中させようとしています。しかし、いかにすりかえようとしても、私が主張するように一票の重みという問題はこれから深刻化していく。というのは、先ほどから御議論のあるように、昨年の十二月二十三日の衆議院定数違憲訴訟に対する東京高裁の判決は、またまた平等の原則を最優先にとらえ、国会の怠慢を指摘しておるが、私自身としてははなはだ迷惑であります。一生懸命やっておる者が言われるんですから。大臣、これはどうしても最高裁にいくまでの間に立法府として解決してもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) あの判決につきましては私も私としてはやっぱり問題があると、こういうふうにして思っておりますので、これは現地の選挙管理委員会におきましても上告をしておるし、また国といしましても考えにやならぬ問題がある、こういうことで、これからの推移を見なぐちやならぬわけでございますが、それはそれといたしまして、やっぱり定数の問題というのは、おっしゃるとおり重要な問題でございます。

す。そしてまた、複雑な要素を持つております。繰り返すようで恐縮でありますけれども、この問題についてはひとつ自民党も含みまして、十分に議論を尽くして、結論を得ていただきたいというのが私の真意でございます。

○片山基市君 自後の質問は、大臣ちょっと急ぐそうでありまして、部長の方に答弁をお願いいたしますから、御退席してください。

衆議院においては、昭和五十年に定数は正をして、なおかつ問題があるという高裁の判決がありました。地方区については先ほどから議論をするように、どのような形で検討をしていくのかということについて、後藤田さんの方が適当であれば後藤田さん、片岡さんがよければ片岡さんの方で答弁してください。

○衆議院議員(後藤田正晴君) いまのは参議院の地方区の問題ですか。

○片山基市君 そうです。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 参議院の地方区の定数の問題ですが、参議院の方は衆議院と若干性格が違いますから、地域代表という性格が色濃く出ているわけでございます。今日の定数を決める場合にも、地域に少なくともいけば基礎数といつたような考え方、一名は必ず配置するということになつておりますし、同時にまた、六年任期、三年ごとの選挙ということでございますから、どうしても二、四、六、八、十と、こういうような偶数にならざるを得ないといったようなこともございまして、衆議院とは性格が違つていくように思ひます。

それから、裁判所が司法判断を下すということについては私は大変疑問を持つて、これはやはり立法府で解決すべき問題だという基本的な考え方がありますけれども、まあ立法府でなかなかやらぬということで裁判所がおやりになるんでしようが、参議院の定数の問題については、今日までいまだ違憲訴訟で違憲であるという判断は裁判所もいたしておりません。これはやはり衆議院とは定数問題も違つた考え方であるべきであらうと、こ

ういうことでしよう。

そこで、今日五十五年国調でどれくらい開いておるかという、一対五・七まで開いております、参議院の場合は、これは神奈川県と鳥取県の比較であつたと思ひます。従来裁判所の方では、参議院については一対五幾らでしたか、それについては違憲にあらずと、こういうような判断も下されております。しかしいざいかにいたしまして、私は地域代表であるとはいつても、余り大きく開くということ自身は好ましいことではない。やはり人口というものは、参議院の場合でも重要な要素であるということだけは、これは否定できません。しかし、やはり定数という問題は、人口もさることながら、同時にまた、それぞれの行政区画であるとか、あるいは人口構成、あるいは産業の構成、地理的な条件あるいは過密過疎の評価の問題、いろいろございしますので、それらを含み合わせながら定数は正というものは考えるべきであらう。私は、参議院についての地方区は、これは今日直ちに是正をする段階には、私自身は至つてないのではないかと、かように考えております。

ただし、やはりふぐあいだなと思ふのがあるんです、参議院について。それはなぜかといふと、いわゆる逆転選挙区というのができています。一例を言いますと、北海道と神奈川県を比較してみますと、今日、神奈川県の方が人口は相当北海道よりは多うございしますが、神奈川県の方が定数は少ない。こういう逆転の選挙区は、これは自由民主党として決定をしておるわけではあります。ありませんが、私はやはり参議院の選挙制度について基本的な改正を行うといったようなチャンスがあるならば、その際には少なくとも逆転選挙区というものは是正をすべきであらう。そうならば神奈川県というものはやはり定数がふえざるを得ない。そうすれば勢い今日の二対五・七、このアンバランスも縮まってくる、こういったような考え方が私は妥当な考え方ではないか、かように考えているようなわけでは

でございます。

○片山基市君 後藤田先生の御所見は聞きま

た。さて、去る第七十五回国会、昭和五十年で

が、そのときに自民党、社会党、民社党三党の申

し合わせ事項があるんですが、これは選挙部長御

承知ですか。

○政府委員(大林勝臣君) 承知いたしております。

○片山基市君 その内容は御承知のようですが、

読んでみます。

参議院地方区の定数については、人口の動態

の著しい変化にもつき、これを是正する要ある

ことを認め、次期参議院通常選挙を目的とし

て実施するよう取り計らう。この場合公職選挙

法改正の過去の事例を参照するものとする。

なお、全国区制度の改正については別途検討

をすすめる。

こういうようにして、前の昭和五十年の第七十

五国会で改正案ができたわけです。

いま後藤田先生がおっしゃるのは先生の御意見

ですが、私たちは河野参議院議長を含めて、この

意味で、そういう価値判断をされるならそれでよ

ろしいんですけれども、私たちは自然な形で、一

人一人の人間がどこにおられようとも、同じ権利

の行使ができるということにすることが望まし

い。こういうような立場、いわゆる為政者の立場

じゃなくて国民の立場からこれを論じてみたい、

こう思っています。

きょうはこの区割り制の結論を得ようとしてい

るのじゃなくて、私は先ほど言いましたように、

地方区を土台にして全国区の選挙をやめるにできる

ように一本化、地方区の投票によって全国区の候

補者を選ぶような案が、自民党にいまで上がり

つつある。非常に不公平な形のままだとされること

す。今後これらの問題につきまして、十分各党と

話し合いながら結論を得られるように努力を重ね

ていきたい、こういうふうに思っております次第で

ございます。

○片山基市君 先ほど述べましたが、十二月の

二十三日の判決では格差二対一を超せば違憲だと

判断を示しました。後藤田先生は新聞では、政治

判断ではないかと、こういう反論をしておられる

ようですが、現実には二倍や三倍でなく、先生の

おっしゃる通りに五・七倍を超えておられるのが参議

院の場合の状態。衆議院の場合は四・幾らです

か、そういうことであります。

ところが、そのときに大林選挙部長は判決の当

行手続、そういうものに瑕疵があった場合に選挙

が無効となる、それで再選挙でその無効を是正す

るということを前提とする。つまり公職選挙法の

規定自体が正しいということを前提として起こす

訴訟であろうと、こういうふうな前々から思っ

ておりますし、現在でもそう思っております。した

がって、そういう二百四十四条の趣旨がそうであ

れば、そういう条文ののちとって違憲問題を内

容とする選挙無効訴訟というものは、そもそも法

律自体が予定していないのではないだろうか。その

予定していないというのは、まあいろいろ理由があ

るわけでありまして、そこには三権分立の

問題もありまして、あるいは統治行為のよう

な訴訟理論もあったのでありまして、いろいろ

哲学があつて二百四十四条というものが構成されて

おるんだらうと思ひます。そういう前提のもとで、

裁判所が今後そこをどういうふうな判断される

か、まずそれを確かめる必要があるらう、こういう

意味で申し上げておるわけでありまして。

○片山基市君 具体的な数字を示すまでもなく、

十三万票ほどいただいても当選ができない人もお

れば、二万五千票ぐらゐても当選ができる選挙区

もある。こういうことで、大衆国民にとっては不

公平な平等な印象が、印象という意識が非常

に強い、こういうことについては立法府としてこ

たえたいと思ひます。立法府としてこたえるため

に、参議院では、自民党にとっては御都合が悪い

けれども、野党は先ほど言ったように意見をお

お述べ、あれから一致できたかどうか

わかりませんが、あなたが応じぬからやっておるん

でありますから、ひとつ非のあるところは改め

て、自民党を攻撃することだけでとまりません

で、私たちとしては、定数は正は根本的に立法府

で解決しなければならぬことだ、裁判所から割り

当てられるまで待つ必要はないだらう、こう思

あるいは全国区制をセットにしたようなお話をされておるんですが、これからのようにされるかお聞かせを願いたいと思います。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 御質問のように、全国区制については残酷区であるとかいろんな批判があるし、同時にまた、選挙人の方の立場に立ちましても、百何名の候補者の中からどれがいいのか判定に苦しむといったようなことがあって、全国区制は今のままではぐあいが悪いじゃないかというのが、大方の世論であろうということ、それを取り上げまして、自由民主党の中の選挙制度調査会という検討をいたしております。事は参議院に連関することです。参議院の議員さんにプロジェクトチームをつくっていただいて、昨年の八月以来検討していただいて、それがここの二月でしたか、党の選挙制度調査会に上がりまして、そして昨日、参議院でおつくりになったこの案を、選挙制度調査会の了承を得て、そして今後の扱い方については、これは会長に一任を願って、会長の方でこれから先野党の皆さん方にもいろいろ御意見を承り、お互いに話し合いをさせていただいて、同時にまた、党の中では政調なり三役なりそれぞれの役職がございますので、それらの方とも話し合いをして、これは何しろ党の消長に影響しますし、同時にまた、個人の運命にも関することです。でございますから、慎重の上にも慎重に手続を踏まえながら、でき得べくんば改正をしたいということで、今日作業を進めておるような次第でございます。

で、その際の考え方は、従来の全国区と地方区という二つの選挙制度というものを改めて、参議院議員の選挙ということで、一つの選挙制度として考えていきたい。その際に、各県ごとの選挙の選挙区選出議員と、同時にいま一つ拘束比例代表制で出てくる議員と、こういうような二つの考え方に分けて、そして一本の選挙制度として考えてまいりたいと、これが参議院のプロジェクトチームでおつくりになった原案で、われわれの調

査会でも了承した案でございます。しかし、いざにいたしましても、今後十分皆さん方とも御相談を申し上げたいと、かように考えます。

それから、その際の定数をどうだというお話でございますが、定数については、これまで裁判所の判断に待つまでもなく、本来立法府でやることとございますから、これは国会の本来私は裁量権の範囲の問題だと、こういう基本的な考えというものを持っておりますが、そういう点については、野党から御意見が出ておることも承知をいたしております。ただ、あのときの案はたしか十数名議員をふやそうという案でなかったかと思えますが、今日これはちょっと無理であろうと思えます。行政改革のやまましいさな、立法府だけが数が増えるというのはこれは私は無理であろうと、やはり現定数の中でどのように考えていくのかといったようなことを、各党間で話し合いをしてまいりたいと、こう思いますが、その際にお忘れのないようにひとつ自由民主党も入れていただいて、そして全党が納得ができるようなことになればぐあいが悪いであろうと、こう思います。

そして、私は、少なくとも全国区制を廃止して、一本の参議院議員選挙にしようという以上は、これは先ほど言いましたように、党として決まっておりますので、その点は念のために申し上げておきますが、私はそういう際には、やはり少なくとも地方区の逆転選挙区というものは、このままにおくのはふぐあいであろうと、あるいはさう言うところから座っていらっしゃる自由民主党の参議院の方におしかりを受けるかもしれません。私はさういう点も含めてひとつ野党の皆さん方とも十分に話し合いをさせていただきたいと、かように考えているわけでございます。

○片山基市君 後藤田先生の御所見は聞きましたけれども、憲法違反ということを問われないようにきちんと処理してもらわれないと困る。私たち党の中では、拘束比例代表というような形を考えた時期、またいろいろ検討して党の中でもま

とめたこともありましたが、自民党のように、拘束名簿比例代表制にしても大変全国区は苦しい。物はついでに地方区、主として一人区が非常に多うございいますから、そこで大変な選挙をしようと考えたのか、政権を安定させようと思ったのか、それから、そういうような形になることについてだけは非常に納得できないし、それからいま参議院議員選挙ということで、全国区と地方区とをなくすということになれば、憲法上の規定をどのように変えていくのかということについてまで深く考えないといけません。そういう意味で、議論はよろしゅうございしますけれども、実際いまいちやっただけに、野党も結束したならば自民党と合意をするようにと言われたけれども、間々それと逆に、自民党さえ派閥連合ができて意見が一致すれば、暴走するのはあなたの方の暴走族ですから、非常に困るわけですね。ばあっと行きよるわけです。あれよあれよと思つて、議長が来て、まあまあちょっと後ろへ下がれと、まあ下がってまた突っ込むという、こういうことのないように、選挙法に関する限りは、私たち党にとつて、選挙民にとつて、国民にとつては命の綱でありますから、これを今一回いゆる規制をする、あるいはいゆるんことをされるということになれば、真剣に討議するのは当然でありますから、お聞きを賜りたい。

そこで、先ほどマイク等の使い方の問題を含めて労働組合についての話をしましたが、次は街頭演説の時間制限についてでございますが、地域住民に対する騒音公害だとするのであれば、時間や音量に対して具体的な規制をする必要があるんじゃないか、それはどう考えていますか。

○衆議院議員(片岡清一君) この点は具体的に決めることと大変厄介な問題でございます。たとえば場所の範囲内をどう決めるか、あるいはまた時間をどういうふうにするかということになりますと、大変むずかしい段階になると思ひます。いろいろ検討いたしましたんですが、これはやはりお互いに各党、各候補者が話し合つて、そうし

て良識に従つてお互いにやつていこうと、そして余り付近の人に御迷惑にならぬように、あるいはまた選挙運動が公平に行われるように、そういうふうにお互いに良識で話し合つて進んでいきたい、かように規定をつくつたわけでございします。

○片山基市君 そうすると、候補者相互間の譲り合いのための訓示規定にすればいいのではないのでしょうか。

○衆議院議員(片岡清一君) そういうお互いに話し合つて決めて、そしてその足がかりとしての訓示的な規定を置いておく、こういうふうな考え方と言つたわけです。

○片山基市君 この場合警察が介入するということになる選挙妨害になるんですが、そのようにすることは、この訓示規定があるために警察が介入するということはあります。

○衆議院議員(片岡清一君) 警察が介入する場合と、これはきちんとした規定があつて、その規定に違反したということではないと、これは警察権が発動してくるはずはないのでございします。あくまでもお互いに話し合つていくということであつておるのでありますから、警察の介入の段階では全然ない、かように考えております。

○片山基市君 ある団体から弁士中止の現代版として、長時間にわたる演説については警察がやってくるに違いない、こういうふうには言われておるんですが、このことについては別のときに警察当局の方によく聞きたいと思ひますが、立案者の方はさうでない、こういうふうには理解しておきます。

それに引き続きまして、ポスターの掲示場制度の創設についてですが、衆議院における答弁、これは二月の十二日大林選挙部長が行われたのであります。現行の任意制ポスター掲示場を設置している市町村の選挙から要望に沿つて改正案に入れたとおっしゃつております。一方、自治省の選挙の意見聴取の結果の報告を見ると、ポスターの掲示場の設置場所の確保がむずかしくなつており、掲示場の数の減少も検討してほしいというこ

とになっております。これは二つとも矛盾しておりますが、これは都道府県の選挙管理委員会連合会のいわゆる文書に載っておるんですが、立てる場所がなくて困っておるんだというむしろ掲示場を減少させたいという意見があるときに、もう一つは強制的にといいますか、任意ポスターの掲示場を強制にさせる理由について御答弁願いたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙管理委員会からのいろいろな御意見、要望事項についてはいまおっしゃいましたような二通りの御意見があることは事実であります。

まず最初の御意見として、現在義務制のポスター掲示場は一投票所当たり五カ所ないし十カ所つくっておりますけれども、義務制の掲示場でない、つまり衆議院、参議院の地区区あるいは都道府県知事まではこれは義務制で掲示場をつくらぬといかぬわけですが、それ以外の選挙におきましては任意制のポスター掲示場と申しまして、地方団体の条例でポスター掲示場をつくることのできる。ただこの場合は義務制と違いますが、あくまでポスターを張る場所の便宜提供という段階でありまして、それ以外の場所にも実は張れることになっておるわけでありまして、それが現在の義務制の掲示場と任意制の掲示場の大きな違いであります。そこで選挙管理委員会としましては、いろいろ都道府県あるいは市町村の議会の先生方の御意見も聞いておるのであります。任意制のポスター掲示場ではどうもよく徹底がしない。やはりこの際、町の美観その他張り場所もむずかしいんだから、義務制のポスター掲示場並みの扱いをしてほしいという御意見が従来からあったことはまた事実であります。

そこで、義務制のポスター掲示場にするためには、やはり現在の国会議員の、あるいは知事の義務制のポスター掲示場と同じように、少なくとも数としましては一投票区当たり五カ所ないし十カ所と同じような数でないとなぐあいが悪いだろう、こういうふうに今回の改正ではなっておるわけ

けであります。しかしながら、片方やはりなかなか設置場所もむずかしい、あるいは候補者数が多過ぎて、とてもポスター掲示場はつくれないというところもまたこれ多々あるかと思えますので、あくまで今回のポスター掲示場制度の改正は地方団体の条例で、つまり地方団体の議会である御意見を賜った上で条例でつくっていただく。つまりあくまで今回の改正に乗るか、あるいは従来どおりの任意制ポスター掲示場のままでおくか、あるいはもうポスター掲示場は一切つらぬか、そういう点については全く地方団体の選択に任しておるところであります。

○片山基市君 任意制ポスター掲示場について、昭和五十年の統一地方選挙の実情を見ると、市町村議会議員選挙で千七百五十四自治体のうち九十一自治体、すなわち約五%が設置をし、一自治体の掲示数は単純平均ですと約四十六でございませう。こういうような状態の中で選挙の公平を確保することが、本法の改正の目的とされておることから考えても、現職候補と新人候補という条件の異なる者の間に公平を確保することが必要だと思ふんですけれども、どうでしょう。

○衆議院議員(片岡清一君) あくまでこれはいま説明がありましたように、それぞれの地方団体の任意に選べる問題でございませう。したがって、それはそれぞれの条例をつくってやるかやらないか、それはそれぞれの判断によって決められる問題でございませう。その点は私は十分不公平がないものと、かように考えております。

○片山基市君 条例をつくることは議会で行うはずであります。そうすると、現行法においても新人は不利と言われているのが通説ですが、改正案ではステッカーの貼付を禁止され、選挙運動用のポスターも法定枚数が都道府県市議では千二百枚、町村議では五百枚であるにもかかわらず、現職議員のみの決定する議会が制定できれば、その枚数の十分の一以下の利用しかできません。公平を期するという点では条例制定が任意に選択できるという点ではありまして、これはわ

ざわざ法文化する必要はないんじゃないか。それほどいいものならば任意にしておいていいと思いますが、いかがでしょう。

○衆議院議員(片岡清一君) これはあくまで任意に選ぶことができることになっておりますのでありまして、ただいまおっしゃいましたように、いろいろ規制することは新人の進出に非常に不利ではないかという点が若干考えられるわけでございませう。しかしながら、それらの問題につきましても、同じ土俵の上でやるということを考えますときに、いろいろの点で新人の進出についても考慮が払われておるわけでありまして、私はそういう点でそう大して違いがある、こういうふうには思っておりません。

○片山基市君 表現の自由の仕方がありまして、一カ所に集められて三十名、四十名、五十名、六十名というような山をつくられても、候補補する市町村によればそのぐらいいりますね、大変なことになりますよ。ですから、あるところでは公営掲示場はできるがあるところではできない。ところが、そのできるときには先ほど言いましたように現職議員が条例を決めるんでありますから、現職優位のやり方ということで非常に適切でないですね。条例制定は議会が制定するんでしよう、議会以外のところでしないんですから。そうすると、その議員が賛成をしたということになれば現職優先であります。そこで、先ほど言いましたように公営掲示場の設置場所の確保が困難になれば、これらポスターによる宣伝が一層規制をされていくことになる。そういうことでありますから、これについてはもう一度検討していただきたい。これは強制をしないで、義務制にしないで、いままでどおり任意制にしておきたい、こういうように意見を述べるんですが、いかがですか。

○衆議院議員(片岡清一君) 非常に数の多い場合には、義務制のポスター場をつくるということについてはかなりむずかしい面もございませう。それらのことを考えますと、なかなかその条例をつくらせて実行するという上においては、いろいろな配

慮が要ると思います。それらのことをそれぞれ考えながら、まあ条例をつくるのは現職の議員さんたちがやるんだから、現職の人に有利なように決めるんじゃないかというところをおっしゃいますけれども、その条例も市町村民の世論の監視の中に行われることでございませうので、そういう合意ができればやはりそれに従ってやる、そして公営の段階がそれに加わっていくということは、やはり安上がり選挙というためには必要であります。また、最近の任意制のポスター掲示場というのが、非常にあちらこちらと散乱をいたしますために、美観を損ねるというような場合もございませう。そういう立場からいろいろ意見が出ておるところでございませうので、その点はひとつ十分いろいろの面を考えて選択せられるべき問題であろうと存じます。

○片山基市君 任意にするかどうかはその市町村において決めることだから、法律的には公営掲示場ができれば義務にするというだけだ、こういうふうにお話がありますからそこで決めておきましよう、採用するのは地方自治体でありますから。連座規定の問題ですが、本法の改正では親族連座について同居要件を外したことはよいけれども、わざわざ「意思を通じて」を残しておりますが、親族が総括主宰者等と違い、必ずしも選挙運動の主体じゃないということはわかりますが、親族という固有の人間関係が、たとえば、買収の意思を通じていなくても、悪質なものは同罪に値すると扱われるべき性質のものだと思ひますが、いかがでしょうか。それは親族という固有の関係を規定するものであって、意思を通じてかどうか問題ではない。立候補しておるといことがわかっておれば、意思を通じておるといことがわかっておれば、規定を設ける必要はないと思ひますが、なぜ設けられましたか。

○衆議院議員(片岡清一君) 親族で同居をしておるんだから、すべての点で推定規定でいいではないかという御意見、それらの点についても実はいろいろ検討をいたしました。しかしながら、やは

うのでありますが、選挙事務所を非常に頻繁に変えて、そしてそれが同時に何か供応のための一杯酒を飲むというような場所に使われるというような問題がございますので、そういうことのできるだけないようにこれを規制する、こういうふうにしたわけでございます。

○大川清幸君　それで、実は全国市区選挙管理委員会からの要望も出ておりまして、これは事務的な問題にもなるのですが、百三十条では選挙事務所を設置したときに届けを出せばいいことになっていまして、移動もこれと同じような読み方になるわけでございます。実際には、いままで事務所の移転をして後でまとめて事後報告みたいなことをするということで、地方の選挙管理委員会では、実際何か問題があった場合に通報連絡をした場合に実際にはそこに事務所がなかったというようないきなり等があるそうでございますので、今回この法案が通るかどうかわかりませんけれども、一日一回を超えないことということであれ

ば、この要望どおりに事前に届けを出すみたいな指導なりそうした措置はできますか。

○説明員(岩田脩君) 選挙事務所の移動につきましては御指摘のとおりでございます。まして、届け出はなるべく速やかに出さなければいけないという形になっております。ただ、お話のように、これを必ず事前に出さなければならぬということにいたしますと、さてそこで、予告でございますから、その後で予定が変わったとか、場所が変わったとか

かいうようなときに、改めてまたその手直し、移動届けの修正みたいなことをしていただくとか、それからそれを義務づけるということになると、果たして事前だったか事後だったかをあらかじめ確認しておく手続とか、えらい事務的なこととばかり言つてすみませんけれども、そういうことにもなっているいはせぬか、お互いに手間がかかるものではないかということも考えます。それで、とらあえずは今回一回ということになりますならば、またこれはそのものにおける届け出の状態と

か、そういうことを見せたいだきまして、選挙管理委員会の方の意見も聞きながら、今後また検討をさせていただきたいというように考えております。

○大川清幸君 次に、後援団体等、政治活動のために使用する文書図画の掲示の問題で伺いをいたしたいのですが、今回は後援団体等が使用する事務所等に掲示する立て札及び看板のたぐいですが、これは同一の候補者について後援会等を通じて総ぐるみで総量の規制をするということでございますが、この目的はどういうことですか。

○衆議院議員(片岡清一君) これは一つには、まあなるべく金のかからないという一つの目標もございます。それから同時に、あちらこちらと、たんばの中とか、いろいろなところにこれが掲示せられて外観上余り好ましくないというような非難も出てまいりました関係から、こういう規制をすることにしたわけであります。

○大川清幸君 そこで、看板等の総量規制の御趣旨はわかるのですが、実例として何うところによると、北海道とかあるいは岐阜県あたりでは、後援会事務所の数が特定の政治家というか、候補者についてかなり多いというようなことを聞いておりますが、実情はどういうふうになっておりますか。

○説明員(岩田脩君) この件につきましても、やはり選挙区というか、そういった場所によってやはりかなりの差異がございます。おっしゃいましたように、特定の選挙区ではかなり多くの団体をつくっていらっしゃるということもございまして、一概には申し上げられませんが、北海道を含めまして、ごく簡単に全国平均をしますと、衆議院ペースで申し上げまして、お一人の方当たり大体百本ぐらいの数になっているのではないかと……

○大川清幸君 百本ですか。

○説明員(岩田脩君) はい、と思います。

○大川清幸君 そこで、たとえば後援会というのは特定の公職の候補者、いわゆる政治家ですね、

その方の手腕なり識見などを信頼したりということとで国民の間から支持層が固まって後援会等の団体ができるわけでございますが、これが自然発生的にできるか呼びかけるかは別として、幾つかできた。看板が百本というのは、一事務所十本としても十カ所という計算になるのかどうかわかりませんが、後援団体がかなり数でできた場合に、総量規制で立て札、看板等の規制をいたしますと、こうした善意によってできた後援会等の団体が自分のその団体の名称も表示できないようなことが起こってきまされども、この辺についてはどんな御検討をなさり、またどんな御意見を持っておられますか。

憲法の第十四条や第十五条、これは国民個人の権利を規定したものでございまして、それから、二十一条は集会、結社というようなことを擁護するために決められた規定でございまして、この辺の抵触等の疑義があるのじゃないかというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(片岡清一君) この数を幾らに制限するかという問題にも関連いたしますが、憲法との関係においては、これは選挙はどこまでも自由で潤達に、余り制限をしないということが私は理想的な姿だろうと存じますが、先ほどから申し上げましたように、いろいろの立場上、余り醜いいろいろなものが立っている、あるいはまたそのためにお互いに競争してもう金をふんだんに使うというふうなことがやはり選挙の公正を害するものになる、こういうようなことから考えまして、やはりこれを何本に規制するかということは、これは皆さん方とともに十分よく相談の上で決めなさい、事務所及び連絡所、後援会の連絡所等を通じて、二十本から三十本ぐらいでどうだというふうな案が各党とも大体コンセンサスを得られる数として話し合われたわけでございまして、いざうて政令に持っていくたい、かように考えておる次第でございます。

○大川清幸君 先ほど片山委員の質疑の中でも出ておりましたが、ただいま御答弁の中にありますた政令ですが、これを決めるめどは先ほどの御答弁どおりに受け取っておいてよろしいですね。

○衆議院議員(片岡清一君) いま申し上げましたように、大体衆議院の段階では二十本ぐらいでどうだろうという意見が非常に多いございました。まあそれでは少ないからもう少しという意見もございました。十分よく検討して、最後決定をすべきだと、こういうふうにおっしゃいます。

○大川清幸君 次に、公職の候補者等もしくは後援団体の例の名称を表示するポスター、ステッカー等でございまして、これは町に大分はらんしていて美観を損なう等の御批判も確かに町の中にありますので、この規制はまあ全面禁止になるわけ、すっかりなくなるといふことですか、これが全面的にいいのかどうかということではちょっと疑問が残りますが、具体的な問題で聞きをしたいたいの、たとえばシンボルマークとかあるいは似顔絵とか、それからシンボルカラーですとか、いろいろあると思うのですが、それに政治スローガン等を印刷したものを町の中に張ることについては、これには抵触いたしませんか。

○説明員(岩田脩君) 御返事を申し上げます。私どもの理解しておりますところは、今回のステッカーの禁止といふものは、公職の候補者の氏名を記載した文書及びその氏名類推事項を記載した文書、または後援団体の名称を表示した文書ということがまず前提でございまして、だからそれらに当たらないものは今回のステッカー議論の中には入ってこないのだというように考えております。

したがって、いまお話しがありましたシンボルマークのみのものというものは、これは理屈を考へますと、本人のお顔をシンボルマークにするということも考えられないことはないかもしれせんし、かつまたシンボルマークそのものがその方のお名前を表示しておるシンボルマークということも考えられないことはないかもしれせん。

けれども、そういう変なせんきくをせずに申し上げますならば、シンボルマークのみのものというのは今回の規制の直接の対象にはならないと考えております。

ただ、そういったようなものを、たとえばいままでの、ここが後援会の事務所ですから後援会の事務所というのを張っておったのですよという口実があったわけですが、今回はそういうものなしに、要するにシンボルマークだけのもの、要するにお名前といったようなものをそこらじゅうにお張りになるということになると、これはもう従前からすでに百二十九条の事前運動の問題とか、そういった点で問題を起こしてくる可能性が高いのではないかと考えております。

○大川清幸君 事前運動等のからみについては、大変これは判断が微妙なんで、いまのシンボルマーク、あるいはその方が長く掲げていた政策、これを掲げたことについての判断をどこでするかということになる、先ほど午前中の論議でもあったように、取り締まる立場にある地元の警察その他では、こういう微妙な問題は取り扱いが非常にめんどうだと思ふのです。

そこで、もう一つ予想される事例で伺いたいたのですが、たとえばスローガン・プラス後援会名、こういうふうなスローガン、これはしかし、今回の規定で言うところ、当該「公職の候補者等若しくは後援団体の名称を表示する」に使用する事務所若しくは連絡所を表示し、」となつております。いま私の申し上げたのは、後援団体の構成員を明らかにする問題でもないし、事務所も明らかにしない、連絡所等も刷り込んでいないということですが、これはどうなりますか。

○衆議院議員(片岡清一君) 名前とかあるいは連絡所あるいは事務所の表示のない単なる本人の似顔であるとかあるいは名前だけ書いたものというものは、これは従前から事前運動の対象にされる場合が非常に多いでございますので、それはそうい

う段階で取り締まりになると思います。

○大川清幸君 次に、今回の改正案で一番やっぱり議論を呼んでおるのは拡声機の使用にかかわる制限の問題だと思うので、これは相当慎重にやらなければならぬ問題だと私も思っているわけでごさいます。たとえば労働団体や経済団体、いわゆる先ほどから議論がありました、副次的に行う政治活動、これを行っていいと認められるものは一切これに含まれることになるわけですが、この場合、たとえて言う、いまは三月ですが、四月の統一選挙なんかのときは全国的に各級選挙、地方議員の選挙あるいは首長選挙が行われるわけですが、そうした場合のシーズンのことを考えると、春闘だとかいろいろなことがありまして、賃上げの要求等はやっぱり継続的に運動しなければならぬというようないことがありますが、先ほどの御議論の中でも出ておりましたように、こうした場合にいわゆる労働団体その他副次的に政治活動を行うと認められる団体はかなり多いわけですね。これが集会その他に拡声機が使えるようになることについては、大分問題が残るのではなからうかと思えますけれども、いかがですか、この点に対する解釈は。

○衆議院議員(片岡清一君) それは、その場合場合にによって判断するべきものでありまして、それが政治活動を行う団体であると認定できる場合には、それが二百一条の五に決められた街頭演説でありますとかあるいは政談演説会であるとか、あるいは政策の普及宣伝を行っておるといようなものとして認定せられる、そういう場合にはやはりこの規制の対象になると、こういうふうに言わざるを得ないと思います。

ものについての入場税についてはやっぱり深刻な問題ですからね。そういう運動をしようというときにたまたま選挙にかち合ったなという場合に困るわけですね。こういうものの扱いやそれからもう一つ、選挙の啓蒙なんかを行っている団体等については、この規制から外してもらえないでしょうか。どうなんですか。選挙の啓蒙などを行っている団体がありますね。たとえば民間の中にもあるし、選挙の啓蒙運動等の団体、こういうものは規制の枠外になりますか。

○説明員(岩田修君) お答えを申し上げます。問題はやっぱり、その文化団体とかいいますしやいました選挙の啓蒙をやっている団体というものの性格なりその目的、それからやってこられた実績、そういったものから見てその団体が政治活動を行う団体に当たるとどうかということをやはり判定するということになります。これはなにかと思えます。そういう政治活動を行う団体でなければまず問題はないわけでごさいますから、たとえば選挙の啓蒙を行う団体と言われましたときに、それが本当に特定の政策を支持し、推進するということでないのあれば別に問題はないのではないかと思いますけれども、やっぱり個々の、午前中に御議論がございましたように、認定にまたなければならぬ面が残っているのであらうと思っております。

○大川清幸君 したがって、断定的に言えないのは、それはその文化団体あるいは民主的な団体あるいは芸術関係の団体等、この性格や過去の実績、これを踏まえて判断せざるを得ないというの、事務レベルではそうせざるを得ないと思えますが、この改正案がもし実施される場合には、いろいろその点で疑義が出てきたり後で混乱が起るようでは非常にまずいので、わざわざ改正をした価値がないということにもなりますから、この辺の扱いについては自治省なりあるいはその選挙に關係する事務当局で十分これは詰めておいていただかないと、非常に後に問題が残ると思いますので、この点はぜひともその面のお願を願います。

たいと思います。次に、先ほどもちょっと議論があったのでわざわざ聞かなくてもいいかと思いますが、都道府県、市町村の議員と、それから市町村長の選挙にかかわる任意ポスターの掲示にかかる選挙期間中のポスターの掲示の問題ですが、これは平たく言うところ三通りあるみたいな形になりますね。それは、各地方公共団体の自主性に任せて条例で決めるということです。

私は、方法はそれでいいと思うのですけれども、先ほど言った統一地方選挙なんかのときに、同級レベルの選挙で、同じ県下で市町村会の選挙それぞれ掲示の方法が違うなという場合には、それは各都道府県の選挙で一応統一には良識を持ってやると思いますが、その辺の混乱が起らないように、自治省なり国から手を出すわけにはいかないでしょうけれども、指導するなり対応するのは考えておいた方がよろしいのじゃないかと思えますが、どうでしょうか。

○説明員(岩田修君) 恐らく御指摘は、たとえば都道府県議会議員の選挙と町村の議会の議員の選挙が一緒に行われるという場合に、都道府県の方は今回新しくできた、ほかのところには張れない任意制のポスターをやっており、市町村の方はどこでも張れるのをやっておるといようなことになる、ということであらうかと思えます。

なるほど御指摘のとおりでございまして、われわれとしてもできるだけ有権者の方に、それから運動者の方に混乱が起らないようにしたいとは思いますが、制度の趣旨がそれぞれ地方公共団体の自主的判断にゆだねられておることにごさいます。大川先生のお話にも出ましたように、私どもの方で強制するというのはちょっと今回の趣旨に反するかと思いますが、そういう混乱の起らないような指導はしてみたい。ある意味で申しますと、たとえば国会議員の選挙に便乗して現在でも市町村長選挙が行われた場合、両方のポスターの張り方が違うということはある程度経験済みでもございまして、そういう混乱がこれ以上

大きくならないように努力をしてみたいと思います。

○大川清幸君 それから次に、今回は改正案の中からは出てこなかったのですが、先ほど議論がありましたけれども、選挙の自由化の方向から考えますと、百三十八条のいわゆる戸別訪問の規制の問題でございまして、これは自由化の方向でやっていた方が賢明ではなからうかと思えます。先ほど片山委員から出ておりましたが、地方の選挙のまとめた意見で、戸別訪問は人数及び時間等の制限をして自由にできるように改正した方が望ましいという意見が出ております。先般東京の中野区で教育委員会の委員の選挙、これは文部省との間にいろいろ異論がありまして、あの選挙自体はいい悪いはまずおくと、あれではないろいろなやかましい規定がなかったために候補者の方々がそれぞれ中野区の区民の間を歩いて自分の主張なり人柄の紹介に努力して歩いたことで、かなりこの点では世間からも高く評価をされておるし、マスコミの論調でもこの辺は評価していたように私は記憶をいたします。そういう点から考えますと、やはりイギリスなどで行われているような戸別訪問の自由化の方向というのは努力をしていただいた方がよろしいのではなからうかと思えます。その点では先ほど、町の中に混乱が起るとか、動員されると困るとかという御答弁があったのですが、これはやはり選挙民の良識等を信頼していただいて自由化の方向の努力をしていただきたい、それが望ましいと思えますが、もう一回御答弁をいただきたいと思えます。

○衆議院議員(片岡清一君) わが党におきましても、この審議の途中において自由化についての相対論議がございました。ぜひこれは自由化すべきだという有力な意見も相当ございまして、しかしやいろいろな場合を煮詰めて考えましたときに、いままではずっと禁止になっておって、急にこれが自由化されるといことになる、その前に、いまお話のように相手方を規制するとか時間を規制するとか、そのことによっても考えるべき

ではないかというようなことも論議の中心になつたわけですが、いろいろやってみましたが、結局これが完全な自由化になりますと、まだまだ買収、供応等に使われるような場合もところによつてはなきにしもあらずということも考えられますし、またこれが相手方にとつて非常に迷惑になる、次から次にやられてこれと応接にいとまがない、それで選挙民の方で首を上げられるという場合もあるんじゃないか。

それからまた、いまお話のありましたように、これがもう選挙の一番中枢といえますが、本体的なことになるように、頼みにこない者はもう選挙しないのだということになりますと、手を変え品を変えて大きな動員などをやつてやるといふことになる、これは大変な金のかかる選挙になるおそれがあるというように、これを考えましても、やはりまだしばらく慎重に検討すべき時期ではないかということで見送つた次第でございます。

○大川清幸君 個人演説会等、あれは立会演説会なんかは地元の選挙等で車を回してくれたりするからある程度いいのですけれども、個人演説会等へも本場に親しい人を一、二連れ出すこともできないようなことで大変不自由なんですね、実際には、ですから、これの論議をやつていって時間がなくなり、近い将来どうせ一票制やなんか一生懸命自民党さんいまだ検討なさつておるようで、私たちあれは反対ですけどね、自由化の方向なども近い将来向けて検討なさる御意思はあるのですか、自民党さんとしては、どうなんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) いま片岡さんからお答えしたとおりでございます、党内にもいろいろな議論がございまして、今回の改正は選挙法にいろいろの問題点がありますから、それらを総ざらいしたわけですが、党内でもおおむね意見の一致するところ、同時にまた、野党の皆さんもまああの辺ならいいではないかといったようなところだけをとりあえず緊急のあれとして改正をしようということでございましたので、い

まの問題については今後の検討課題にしておりますから、前向きか後ろ向きかはちょっと何とも言えませんが、いずれにいたしましても大変重要な問題だと思います、戸別訪問自由化の問題は、したがって大変重要な課題として検討させていただきます、かように思います。

○大川清幸君 それでは後ろ向きか前向きかの後の方のほうにいたしまして、ひとつ御検討をお願いしたいと思つております。

それから、選挙の公営化の問題で、一つだけ聞いておきたいと思つております。

国政レベルではある程度選挙の公営化が進んでまいりました。地方選挙、地方議員の選挙等を含めまして公営化の推進については積極的にいふことになるおつもりでしょうか。

○衆議院議員(片岡清一君) 公営化につきまして、ラジオ、テレビ等を利用する問題でありますとか、その他いろいろの面である程度検討をいたしましたのでございますが、ラジオ、テレビあるいは立会演説会、その他いろいろの面について現行のものをもう一遍見直したかどうか、ことにラジオの討論会等については公営の範囲として非常に有効ではないかというようにも検討いたしました。そしてそういう報道機関の方々の意見も徴したのであります、いまの時間編成の立場から相

当むずかしいものがあるということで、これもまた将来のさらに検討を続けていく課題として残したわけですが、まだ今度の中へは取り入れなかつたという次第でございます。

○多田省吾君 私は、本来選挙活動、政治活動につきましても、自由闊達、公正なものであるべきであり、いたずらに制限すべきではないと考えている者でございますが、今回の改正案は、第六の連座制の強化、第七の選挙人名簿の登録制度の改善等以外に選挙運動、政治活動についての制限のようなものもございまして、大変残念に思います、やはりたとえば政党機関紙の拡販車等を見ましても、特に昭和四十年代においても一部において行われておりましたが、昭和五十年代になると

非常に盛んになりました、昭和五十四年の統一地方選挙、あるいは昭和五十四年十月の衆議院総選挙、さらに昭和五十五年の六月の衆参同時選挙等におきましては、一つの衆議院の選挙区におきまして何十台、何百台という拡販車が候補者の名前を連呼するというような異常事態が起きました。国民からも騒音公害としての強い批判を浴びたわけであり、また政党としても大金のかかる事態になったわけでございます、そういう姿からこの改正案が出たのではないかと思つてござい

ます。ある新聞の社説にもありましたように、こういった問題は、本来政党並びに候補者自体が自主的に自粛すべき問題ではありますけれども、やはりどんなことをしても当選を果したというふうな希望も強く、このように毎回選挙のたびごとに拡販車の騒音公害がひどくなるというふうな姿になったのではないか、大変残念に思つてござい

ます。いま大川委員からも質問がございましたように、後藤田議員が自治大臣時代にもこの委員会であつたたび論ぜられましたように、選挙法を改正するのならば戸別訪問の自由化をまず図るべきではないかという意見が各野党から強く出されたわけでございます。しかも、最高裁の判決こそござい

ませんけれども、地裁の各地の判決では、戸別訪問禁止は憲法違反であるという判決すら多く出ているのでございます。また、いま片岡議員からは戸別訪問の自由化をやりますと買収、供応の温床になりやすい、また相手からも迷惑がられるというふうなお話もありました。しかし買収、供応の罰則を強化するとかあるいは連帯責任を重くするとか、あるいは選挙制度審議会や各選挙区から出されているように、第一段階としては人数や時間を制限して試験的にやってみるとか、そういう方法もあるわけでございます、大川委員からも指摘されましたように、中野区の間いゆる教育委員の準公選というものが戸別訪問の自由化のもとにおいて行われました。政党活動がなかつたというふうなことやいろいろな理由がございまして一応

成功したように思えるし、その面では各会派がみんな賛成してやったこととございまして、私はやはり戸別訪問の自由化ということには前向きに、真剣に、また速やかに考えるべき問題だと思つております。私は代々の自治大臣に戸別訪問の自由化を質問してございまして、比較的私は後藤田自治大臣は前向きの御答弁をなさつたのじゃないかなというふう

に記憶してございまして、もう一度ひとつ後藤田議員のお考えをお聞きしてござい

ます。○衆議院議員(後藤田正晴君) 今日の選挙の実態から見ましても、選挙運動に入つて実権有権者のところに訪ねていって、私はこういうつもりで立候補しているのだ、ひとつ理解と支持をしてくれと言つて知つてもらわなければ選挙にならないといふことが実態ですよ。だからそういう実態を踏まえますと、日本のこの戸別訪問はいけな

いのだというの、世界の選挙制度から見ても日本だけですから。と言つて同時に、日本人ぐらゐ人のところに訪ねていくのに、手ぶらで人の家に来た、こういうことを言う国民もありませんね。手みやげを何かしら提げていくというふうな習慣が片一方にある。いろいろなことで従来から日本の選挙だけがこの戸別訪問を禁止しているのです。私きょうは大臣でもありませんしなんでありせんから率直にお答えしますが、やはりこの戸別訪問というのは自由化の方向に實際は向かうべきものだ、私はそう考えているのです。しかしながら、党内で議論をしますと、これはお年寄りの意見と若い人の意見が違います。それからもう相当名前を売り込んでいる人と新しい人の意見がまた食い違ふといつたやうなことで、今後も党内で実はこの問題をずいぶん議論したので、しかしながら、残念ながら意見が一致しない。したがつてこれは本場に重要な選挙運動の一つの形態ですから、これは重要課題として今後引き続き検討をしようではないかということになつたわけとござい

党としても今後引き続いて研究をしてまいりたいと、かように考えます。

○多田省吾君 次に、連座制の強化で、昭和四十二年の第五次選挙制度審議会以来、同居の親族につきましては運動について意思を通じているものとみなすということが国民感情でもございしました。今回の改正で同居していない親族が対象になったのは一歩前進でございしますが、同居の親族についてこれまでも変わらないものになったのはどういふわけか、もう一回ひとつ簡潔に御答弁いただきたい。

○衆議院議員片岡清一君 わろわれの調査会においてもいまお話しのように、一緒に同居しておるんだから、それは意思を通ずる通じない、事情を知っておる知らないということをせざる必要を必要なしに、それは知っておるものと推定してその連座制を適用すべきだという有力な意見もございしたわけでありまして。ただし、同じ家族の中でも、候補者になって当選してもらったことを本当に願う場合と願わない場合といろいろの場合がある。同じ夫婦であっても、おやじさんが選挙に出られると困るということ、わざと何かをするというふうな場合も考えられる。だから、そういうことを考えると、すべての場合、同居している場合は知っておるものと推定して連座制を適用するということについてはかなり法理論としてむずかしいところがあるのではないかと、有力な議論も出たわけでありまして、また、幾ら家族の者であっても選挙の総括主宰者ないし重要な責任者としてタッチしておる者とは違うわけでありまして、したがって、選挙運動をしておるということを知っておる場合はこれはあれでありまして、ことに買収、供応を知っておるやっておるというふうな場合は、これは当然共犯として罰せられるわけでもございします。そうでない場合については、いわゆる選挙運動に携わっておるという実がなければ、これを処罰の対象にする、そして連座制を適用することについてはどうも問題があるのではないかと、さらには検討を

要するというところで、今回は見送ったということでもございまして、将来さらにもまたこの問題については検討を要する問題であると考えておる次第であります。

○多田省吾君 いま一番問題になっております、現行法でも期間中の政治活動で政談演説会、街頭政談演説等は確認団体以外ではできないことになっておりますけれども、衆議院の質疑の際、提案者が統一見解と示したマイクの使用に關しまして、従来適法に行われていた集會が今回の改正により制約されることになるものではないという見解を出されたわけでもございしますが、その点に關しまして、適法の集會というのはいかような形のものなのか。

それから、先ほど片山委員からは労働組合の問題が出されました。大川委員からも文化団体や芸術団体あるいは民主団体等の話が出ました。やっぱり私も、たとえば選挙啓発団体とかあるいは市民団体等が新たに制約されるということがあったらこれは一大事だと思つてございまして、そういうことは絶対ないのか。その二点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 先般の衆議院の委員会におきまして、拡声機の改正に關して見解が発表されたわけでありまして、適法な集會とそこで使つております意味はこゝういう意味であります。

つまり、今回の改正は、まず第一に、活動の主体として「政治活動を行う団体」であるかどうかということについては全く触れておりません。したがって、ある団体の集會が行われます場合に、その団体が「政治活動を行う団体」でなければ、その初めから問題にならない。それから、仮にある集會を行う団体が「政治活動を行う団体」だといふことになりました場合に、その集會の性質になるわけでありまして、その集會が仮に政策の普及宣伝のための集會であるということになりますれば、すでに現在の規制を受けております政談演説会そのものになる。したがって、ある集會そのもの

のが政策の普及宣伝のための集會だということになると、すでに現行法で政談演説会の規制を受けておるわけでありまして、今回のマイクの使用についてより先に、マイクの使用のいかんにかかわらず、政談演説会の規制を受けるわけでありまして、したがって、仮にその集會を行う団体が「政治活動を行う団体」だということになりました場合に、政策の普及のための集會でなければ、また今回の改正は關係がない、こゝういうことになつておるわけでありまして、そういう意味で、従来適法に行われておる集會については關係がないと、こゝういう見解を発表されたものと理解しております。まあ労働組合その他の団体の問題も同じでございします。

○多田省吾君 それから、任意制ポスター掲示場制度の改善、これは都道府県會議員、市町村會議員、市町村長の選挙におけるものでございまして、いまでも全国各地で任意制ポスター掲示場をつくつて、各現役議員が、その他のところには張らないようにしようといふような申し合わせをやつておるようでもございまして、ただ、それは反対だといふ方も、あるいは新人の方なんかは反対だといふことで、任意制ポスター掲示場に張つたばかりに、いまでも規定以内のポスターを各所に張つておるといふような姿がございします。まあこの規定もみんながこれに賛成していただければいいのですけれども、反対の方もあるよう

で、これを本當に規制する必要があるかどうか疑問でございしますが、私は、この問題よりも、むしろ大川委員が先ほど申したように、こゝういふ選挙によつても公營をもつと強めてしかるべきものがあると言つておるわけですね。

私も、何回も質問をしていましてございしますが、私も、いわゆる国の選挙に比べて、知事選を除いては都道府県會議員、市町村會議員及び長の選挙は公營によるものがほとんどないのが実情でございまして、いま有権者が最も頼りにしてゐるのがやはり選挙公報だと思ひますので、選挙公報ぐらゐは公營で義務制にしてもよいと思ひます

けれども、提案者はこれら地方選挙の公營拡大をどのように考えておられるのか簡潔に御答弁いただきたい。

○衆議院議員(片岡清一君) 市町村議員等についてもあるいは府縣會議員の選挙についても公報などを公營の一つの手段として拡充したらどうかという御意見でございします。もうすでに事実上これをしておることも相当あるようでもございします。しかし、これは将来のやはり一つの研究問題として検討に値するものではないかと思ひますが、市町村の場合のときは、わりあいに日常どういふ考えを持った人であるかといふようなことは十分よくわかつておる場合が多うございしますし、公報といふ方法によつて政見を皆に知らせな

きやならぬといふほどの必要があるかないか。それらのやっぱり検討問題だと思ひますので、将来の検討課題としてさらに検討を進めていきたいと思ひます。

○多田省吾君 それから、二月十八日の衆議院の特別委員会におきまして後藤田議員がお答えになつておる中で、衆議院の選挙制度は西ドイツのいわゆる比例代表小選挙区制という表現を使つておられますが、「日本の政治土壤を考えた場合に検討すべきは西ドイツの選挙制度」とを「参考にしてしかるべきではないのか」と、「これは有力な一つの参考資料であらう」と、こゝうおっしゃつておられます。これは御質問に答へられての御答弁ですから、そのように私も理解はしておりますけれども、やはり衆議院の定数は正を速やかにやるべきでございまして、もしそれがいやで自民党の方々がこの選挙制度を変えようといふのならば、私は非常に問題があると思ひます。

に思います。しかも、西ドイツ式は定数が定まっております。しかも、御存じのように幾らでもその状況によつては、日本の東京や大阪におけるように各党の勢力が相拮抗しているような場合は、やはり定数もふえるわけです。ですから、五百名と限定しても六百名あるいは六百五十名ぐらいまでは私はなり得ると思うのです。そういうものが、いま五百十一以上は無理だと言われている衆議院の現状においてできるのかどうか、それも問題だと思ひますし、それから、そのほか、まあ西ドイツ式に準じて五、五じゃなくて六、四にしようとか七、三にしようとか、また併用制だと定数がはつきりしないので、過去の韓国の例のようにいわゆるグラブ方式というのですか、並列式にしようなんてなりますと、比例代表部分が五百じゃなくて、百とか二百と、こう限定されてしまう。

そうすると、中小野党は全滅させられてしまうような姿になるわけです。小選挙区の分野でもなかなか当選できない、比例代表の分野でも、五百が基盤じゃなくて二百とか百五十が基盤になれば、ずっともう全選挙区に立てても当選者が激減するわけです。ですから、得票率と議席率は非常にかけ離れたものになるわけですね。だから、第六次、第七次の選挙制度審議会のときに、また田中元総理が小選挙区制を打ち出されたときのように、並列式なんというのがすぐ話に出るんですね。ですから私はこういう制度は反対です。ですから、あくまでも民主的な、得票率と議席率が一致するような、各国の例にもあるような制度をやはり考えるべきではないかと、このように思ひますし、いまのところは、高裁の違憲判決もあつたのですから、先ほど片山委員もおっしゃつたように、やはり衆議院の定数は正というものをこの立法府で、やはり自民党を含めた各党の話し合いで速やかに行うべきだと、このように思ひのでございます。後藤田議員の御所見を承らしていただきます。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 選挙制度は各国それぞれに歴史的な経過、政治土壌、これを踏まえ

てでき上がっているわけですから、どの国の制度はいい、どの国の制度は悪いと一概に私は言ひ得ないと思ひます。

先般、衆議院で答えしたのも、社会党の堀昌雄先生から、西ドイツの比例代表制を根拠にした小選挙区制度がいいではないか、君はどう思ふのかというのに対しては、別段、衆議院のそういう選挙区制が現実的な政治課題になつてゐるのか、いまいきになり得るとかといったようなことを考へておるわけではございません。

ただお答えをしたのは、そういう御質問に対して、やはり選挙制度というものは基本的な考え方がある、一つは小選挙区制でしよう、もう一つは比例代表制でしよう、ただ、小選挙区といふことになる、死に票の問題が大きく浮かび上がつてくる制度でしよう、したがって、イギリス式のもの、それから比例代表制といふことになると、これは今日国民の価値観が大変複雑になつており、その価値観を国会に吸収するという意味合いにおいては、比例代表制が一番いい、しかしながら、同時にこの比例代表制は、御承知のように、政局の不安定、小党分立、その結果がどうなつたかといふことは、これはフランス、イタリア等の先例で明らかでございまして、そういうたつたような弊害が一方に生まれる、そこで、仮に考へるとするならば、堀さんの御意見も大変有力な御意見で、西ドイツ方式といふものは検討に値するものと思ひますと、こういう御返答を申し上げたのですが、それは検討に値するといふことであつて、いまやるなんていうことを申しているわけじゃありませんし、同時にまた、率直に言つていただければ、二つの制度をどうかみ合わせるかといふこと、これを基本にして考へるのが一番いいのではないかなど、かように私は考へておるのです。といひますのは、今日の日本の制度、これを一概に悪いと言へません、外国人は、日本は大変あれはいい制度だと言つてゐる人があるのですか

ら。しかし大変困る面がございしますので、同士打ちを絶えず私もやつておるわけではございまして、弊害も身にしてみえております。したがって堀さんの御質問に対してああいうお答えをしたにすぎないと、こういうふうにご理解願ひたいと思ひます。

○委員長(堀山威一郎君) 答弁は簡潔にお願いいたします。

○多田省吾君 最後に参議院の選挙制度また地方区の定数は正の問題をまとめてお伺ひします。

私は、衆議院の選挙制度も、小選挙区制は、日本の国民の要望によつて七党、八党という多党化現象を生じてゐるわけではございまして、その中で小選挙区制をやるといふことは現状にそぐわない、このように思ひます。また参議院制度は、自民党は選挙制度調査会におきまして昨日いふゆる参議院拘束名簿式比例代表制・一票制といふものを御確認になつたやうでございまして、私も一票制も二票制も、拘束名簿式比例代表制は反対でございまして、やはり参議院の政党化を助長し、参議院の本来の機能に逆行するとか、有権者の意思にかかわらず政党が拘束名簿をつくるのは非民主的であるとか、ドント式の議席配分は第一党にのみ極端に有利となるか、全国区の特徴であつた無所属候補の当選が困難となる、あるいは拘束名簿の順位づけは至難であるとか、また政党によつてはかえつて金がかかる選挙制度である、あるいは参議院に拘束名簿式比例代表制を導入して衆議院に小選挙区制導入の道を開くおそれもあるといふような理由で私たちは反対しております。

特に一票制といふのは非常に問題でございまして、憲法四十三条の「選挙された議員」という条項にも疑義がございまして、憲法十四條の「国民は法の下に平等」といふ点から見てもやはり問題がある。憲法十五條の「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と、このような憲法の各条から

見ても非常に疑義があると思ひますし、私はやはりこういうものはやるべきじゃないと、このように思ひます。

また、選挙事務も非常にこれはややこしくなりますね。お考えになつてゐると思ひますけれども、たとえばもう全国区に出られないのだからというので、特例のいわゆる三名名簿ですね。あれで東京あたりに、たとえば二十名、三十名と立つようなことがありますが、たとえば二十名立ちますと、いわゆる上に現行法の名簿を書くわけではなくて、下に政党の名前を書くわけでしょう。また書かなくてもいいわけでしょう。そうなりますと、やはり両方に書く種類というものは、二十名立ちますと、順列、組み合わせで計算しますと大体四百四十種類ぐらいの投票になるわけですね。これを一々仕分けなくては行けない。三十名立ちますと九百六十種類ぐらいの投票が出てくるわけですから、上がやはり個人候補者、下が政党ですから、その組み合わせがいろいろあります。三名の特例を認めておられますから、みんなそれにかかつてゐる候補者とすれば、計算すればそうなるわけですね。そうして一枚の紙の中でも、上が無効だから下も政党名ははつきり書いてあるけれども無効になつたとか、下が無効でも上は生きてゐるとか、両方とも無効であつたとか、もう四種類ずつそれにまた種類が出てくるわけですから、九百四十種類にまた四種類かぶせれば四千何十種類なんて、こういう姿になる。それで今度は上が書いてなくて下だけ書いていたら無効だといふのです。そういうややこしいものを有権者の皆様に納得させるだけでもこれは何年もかかつてしまふ。そしてまた、下の方だけ棄権したいと思つても棄権できないとか、いろいろこれは問題があります。ですからこういうものはやはり私は出すべきではない、このように思ひます。

それからもう一つは、地方区の定数は正です。聞くところによりますと、先ほど片山委員の御質問に後藤田先生が答えられた中に、逆転現象だけを解消すればいいのだといふような御答弁だつ

か。

○政府委員（大林勝臣君） 選挙期間中にそういういた各種の団体がいろいろなスローガンを掲げて活動することは間々あるわけでありますが、その場合に、現行の選挙法では、要するにそういう団体が政治活動を行う団体であると認定をされ、なおかつ二百一条の五以下に列記しておりますような手段の政治活動方法を用いますことは、これは規制の対象になるわけでありまして、その団体が要するに政治活動を行う団体になるかならぬか、そういう認定を受けるか受けないかということになります。ポイントがあるわけであります。

○山中郁子君 そうしましたら、この以下で手段をもつてということ、拡声機——私はいま拡声機のことを言っていますよ。拡声機が新しく入ったのだから、いままでは拡声機の規制事項がないから違法でなかったものでも、今回は拡声機が入ったから違法になることがあるということになりますね、あなたの論法で言えば。

○政府委員(大林勝臣君) その拡声機の使用というのはあくまで政策の普及宣伝のための拡声機の使用ということになります。政策の普及宣伝のための拡声機の使用ということになりますれば、集会の形態をもつてそれを使用すれば、その集会自体がすでに現行法の政談演説会の規制というものをかぶる、それから街頭で行いました場合に、街頭演説のところでそういう拡声機を使います場合は、すでに街頭演説の規制というものが事前にもうすでに現行法でかぶっているわけでありまして、したがって、拡声機を規制の対象に入れたということはおきましては、その限度におきましては現行法の規制の範囲をさらにこれを拡大したというふうには理解いたしておられます。

○山中郁子君 じゃいま私が申し上げました、二万人の一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会というのが政談演説会だと判断されることがあるんですか。冗談じゃないです。ないでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) それは要するに、先ほど仰せになりました各種団体、これが政治活動を行う団体であるかどうかという問題であります。○山中郁子君 それじゃ提案者に伺いますけれども、いまの大林部長の答弁によると、百七十団体が集まって一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会というのを開いた、そしてこういうスローガンをやった、そうしたらこの主催団体が政治活動を行う団体であるというように判断できれば政談演説会になるというのですよ、大林さんは、そうなんです。そういう理解をされていますか。こんな集会が政談演説会なんですか。

○政府委員(大林勝臣君) こんな集会がと仰せになります。私もその集会の実態は承知いたしております。ただ、不特定多数の者を集めまして、そこで政策スローガンを言う、こういうものを政談演説会といままで理解をいたしておるわけでありまして。

○山中郁子君 いま実際に私はこの七十九年の選挙のときにこれをやっているということをおし上げました。後でまた警察に伺いますけれども、あとの例を簡単に申し上げますと、「労働基準法改正阻止」というスローガンの問題につきましては、これは七十九年の都知事選挙のときに全国婦人労働者中央大会として行われたものです。このスローガンです。それから食糧、いわゆる米価問題では、これは八〇年六月のダブル選挙、ここで食糧自給力向上、要求米価実現全国農協代表者大会ということ、これも同じく日本武道館で八千人の集会が行われデモ行進がされました。「要求米価一万九千七百六十九円の実現」、「農業にふんばりがんばりきく政治」、「農産物輸入自由化反対」、あなたたち知りませんでした。言ったという集会でわかるといって、私が申し上げたのは、そんなものが、この主催団体が政治活動を行う団体だと判断されたら政談演説会になるんですか。そのことを伺っている。後藤田さんどうですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) いま大林君からいろいろ詳しく御答弁をしておりますが、そのとおりなんです。要するに今度の改正というものは、大変御心配なさっているしやる面がございまして、私は余りそれがよくわからないんです。なぜ心配されるのかかわらない。

なぜかと言いますと、政党とか、あるいは政治活動を行う団体とこの定義、したがって、従来からの認定の仕方、これは今度の改正ではちっともいじっていないのです。昔のままでございまして、改正と無関係。それから確認団体でない団体が政談演説会であるとか街頭とかいいうこ

れの定義も絶対に変えていない。一つも従来から変わっていないのに何で一体そういう点を御心配になるのか私にはわかりません。そこで、いろいろの御意見がありますけれども、従来からやっておるとおりであるならば何の問題はないであろう。しかしながら、それはこれから先の個々具体的なやり方によってケース・バイ・ケースで、一歩踏み出したやり方をやるとそれは今度はそうじゃない、この従来からの規定に違反するということだつてありますよと、こういうことでございまして。

○山中郁子君 だから、それがあなたの答弁はちっともはつきりしていないのですよ。私はいま具體的な事例を申し上げました。これは過去に選挙期間中に行われたんです。だから、それなら大林さんはそれだつて主催団体によればそれはあり得ると、こうおっしゃっているわけですね。だから、そうじゃないでしよう、それじゃやういふものはいままでは政談演説会として禁止されていたはずだ、それじゃやういふものは政談演説会になるんですかと、こんなものはならないでしよう。だから、結局拡声機を使うことによって、法律から言えば、あなたたちがいまそうじゃないとかあるとか言っても、法律の文言上から言えば、さつき確認なさったように拡声機を使うことによって政策の普及宣伝をするというところ、そしてしかも前提として政治活動を行う団体だと認定するならば新たな規制の対象になるじゃありませんか。そういうのはあたりまえのこととよくわかることじゃないですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 私ちっともわからないのです。本当にわからない。あなたの御質問は、それが政治活動を行う団体だとするならば、どう言うから大林君はああいふ答弁をされている、政治活動を行う団体と認定を従来からしていないものはこれから先だつてそんな認定はないでしよう。しかしながら、そう言いながら、踏み出して従来と違う活動をすれば政治活動を行う団体と認定される場合も出てきますよと、こういうことを言っているのです。今度の改正は一つも関係ないということを私は言っているのですよ。

○山中郁子君 じゃ後藤田さんに伺いますけれども、いま私が幾つかの集会を申し上げました。よく御存じでしょう、米価集会なんていらつしやるからね。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 行きません。○山中郁子君 じゃ、そういう政治活動を行う団体による集会であつて政策の普及宣伝であるから拡声機の使用をしてはならない、した場合にそれは違反になるということは今後絶対ないんですかね。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは四十何年ですか、いまは。○山中郁子君 去年のダブル選挙のときのことを言っているんです、おとしの総選挙と。○衆議院議員(後藤田正晴君) 去年、五十四年と五十五年。それは五十五年のときにならない限度であるならば、これから先もありません。しかしながら、同じ団体であつてもこれから先の活動いかんによってはこれは政治活動を行う団体ということになり得ることもありますよと、こういうことでございまして。

○山中郁子君 それじゃやっぱり新たな規制が広がるという、しかもそれは無限なんですよ。じゃもう一度そのことについて次の段階として確認をしたいのですけれども、政治活動を行う団体だと認定されれば、なるのだからということになるでしよう。そうしたら固定的にこの団体は政治活動を行う団体だといふように認定するのですか。それともその場合、状況でというふうには何かおっしゃっているけれども、その都度その都度認定するのですか。どういふことなんです、これは。

○政府委員(大林勝臣君) 政治活動を行う団体という時期にどうやって認定するかという問題でありますけれども、もとよりこれは政治活動を行う団体であるとかないとかそういうものを別段登録制度で構えておるわけではございません。要するに、従来から政治活動を行う団体というのは

政治活動をたとえ従としてでも目的とするに至った団体と、こういうふうな解釈、運用をしてまいっておるわけでありまして、したがって、いままで政治活動を行う団体でなかったのが今後その活動あるいは目的の変更によりまして政治活動を行う団体になることは、これまた当然のわけでありまして、ただその場合にも、そういう目的を有するに至ったかどうかというのをどうやって認定するかという話になりますと、これはやはり一つ一つの団体について、何か事件が起こりましてした場合にやはりその団体の従来の活動の実態、あるいは今後の活動方針その他諸種の判断を加えて認定をするということにならざるを得ないと思

います。
○山中郁子君 具体的におっしゃらないのだけれども、認定の基準というのは何なんですか、そうすると、何を以て政治活動を行う団体として認定されるのですか。それがなければ認定する人が恣意的に自分の判断で認定するということ以外何にもなくなるでしょう。
○政府委員(大林勝臣君) つまりその団体の目的、非常に手取り早く申し上げますと、たとえば規約の中にそういう目的が入っておるか、あるいは規約に目的として入っていないけれどもそういう活動をかなり継続的にやりやうになっておるか、そういう形式的なあるいは実態的な両面から判断をするものでありまして、そういう判断の仕方というのは何も今日始まっておるわけじゃございません。過去、こういう制度が始まりました昭和二十七年の公職選挙法の改正以来の問題であります。

○山中郁子君 私が問題にしているのは、拡声機が入ることによって、さっきもあなた方は結局否定なさらなかったけれども範囲が広がるのですよ。だから認定の問題がまた新たな時点で問題になるんです。だれが認定するのですか。要するに固定的に一つの団体を、これは綱領や規約を見て、あるいは過去の活動実績を見てということだけである程度固定的にこの団体は政治活動を行う

団体だということに判断するのじゃなくて、その場で判断するとおっしゃるわけでしょう。
○政府委員(大林勝臣君) 要するに、そういう団体が政治活動を行う団体であるかどうかということとをあらかじめ特定の部局で判断するわけじゃないです。要するに公職選挙法二百一条の五以下に書いてございまして、その団体が一体政治活動を行う団体であるかどうかという話になってくるわけでありまして、政治活動を行う団体でないということになりますれば、もともと二百一条の五以下の規制が全然かぶってこないわけでありまして、もし政治活動を行う団体であると認定をされるということになりますと規制の対象になるということであります。

○山中郁子君 だれが認定するのですかと何回も聞いています。
○政府委員(大林勝臣君) これは結局は罰則がついておる問題でありますから、取り締まり当局の方のいろいろな証拠による認定ということになろうかと思ひます。
○山中郁子君 それでは警察でしょう、取り締まり当局と言えども、警察が認定するのですか。警察はどうやって認定するのですか。警察にきていただいてましたね。
○説明員(漆間英治君) 警察は第一次的な取り締まり機関でございまして、選挙が行われている最中に規制されている態様の行為が行われているということが証拠として認定をされますれば、第一次的な捜査機関として捜査に乗り出す、それを最終的に裁判所が判断する、そういうことで最終的な認定が決まるわけでありまして、

○山中郁子君 だれが警察のだれが認定するのですか。
○説明員(漆間英治君) この公職選挙法に規制されております選挙運動の規制、あるいは政治活動の規制につきましては、もともと事柄が大変に本来その自由を尊重すべき事柄でございまして、

警察としても取り締まり等に当たりましては慎重な態度をもって臨むようにいたしております、いやしくも選挙運動の自由なり、あるいは政治活動の自由なり、そういうものを侵したというような事しりを受けることのないように十分注意をいたしております。そういうような取り締まり姿勢の中で、一般の方々から通報があったりあるいは警察が認知をいたしましたりして選挙運動の期間中に規制されている態様の行為があるということが把握された場合には、その時点でその団体が政治団体の性があるかどうかということを検討するということになります。

○委員(鳩山威一郎君) だれがという御質問です。早くお答え願ひます。
○説明員(漆間英治君) 警察は組織として行動いたしておりますので、末端の組織から情報が上がってくるわけでありまして、その団体が政治活動を行う団体に当たるとかどうかという最終的な判断というのは組織を挙げて検討いたしております。したがって、県段階で判断が決まる場合もございまして、県段階で疑問があれば、全国的に普遍的な尺度で判断を求めたいということとで私どもの方にも判断を求めてくる場合もございまして、そういうような組織的な対応を通じて証拠に基づいて具体的に政治活動を行う団体と認定できるかということに対処をいたしております。

○山中郁子君 全く矛盾しているのね。というのは、さっきから聞く、その都度その都度そのとき状況で判断するのだと、こうおっしゃるわけね、そうでしょう。固定的にこの団体はというふうにするのじゃない、それで全警察の組織を挙げやするのだ、警察は一体だ。そうしたら、警察の長官がどこでどのぐらいのその検討をして、どのぐらいの時間がかかるのかわかりませんけれども、集会も終わってしまふし、何も終わりますよね。どうい機能になるのですか、それは。

○説明員(漆間英治君) 私どもの対応の仕方というのは、必ずしも常に現行犯的に事柄を処理するというだけではございせんので、現象が行われ

ている最中に間に合う場合もございしますれば、またケースによっては事後に捜査をするということに対処する場合もございします。それは事柄によるわけでありまして、このようなものと慎重な判断を要する事柄につきましては現行犯的に対応するということは余りないというふうに考えております。

○山中郁子君 だから、私もが行っているその現場に出ている警察官の判断だとか、あるいはそういう人たちが内偵をしてこれが何であるかというところが出てくるということをやっているのです。もう現にあるのです。あなた方は慎重にとおっしゃるけれども、実際にもうたぐさんのそういう弾圧事件がすでにあります。それが拡声機の使用ということによってまた無制限に広範に広がるんですよ。そのことを私たちは申し上げているの。

そして後藤田さんにちょっと見解を伺いたいのですが、要するに、その時点で警察が判断する、そしてここの国民の方は自分が所属している団体が果たして政治活動を行う団体であると認定されるのかどうかというのは全然わからないわけでしょう。そんなむちゃくちゃな法律がありますか。罪刑法定主義を持ち出すまでもなくて、自分が何らかの形で訴えたいということと、その組織の消費者連盟なり消費者連盟、婦人団体なら婦人団体の一員として行動する、その行動が果たして選挙の期間中公選法に違反するのかわからぬ。そこでつかまされたり、あるいは警告をされたりして初めて、ああそうですかと、こういうふうになる法律というのはあるんですか、罰則も含めてですね、当然あるんだから、こういうことなんだということを私たちは主張しているのですよ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 大変御心配になっていらっしゃる御質問だと思ひますが、いま漆間さんがお答えしたように、そんな、警察が現場ですぐに、これは政治活動を行う団体だ、したがって現行犯で逮捕するなんということはありません。

ん。これはあくまでも大変重要な選挙という行事に伴う規制の問題ですから、警察としてはそれぞれの段階に応じて組織としての対応をし、そして一々の状況を十分審査した上で、それで認定をするというのが私は常識だと思えます。したがって、余り御心配になることはないのじゃないですか。

○山中都子君 後藤田さん、私まじめに答えてほしいと思う。現にいま漆間さんは、後で慎重に考える場合もあるし、その場で処理する場合もあると、こうおっしゃっているのよ。あなたは、そういうことではないといまおっしゃったけど、じゃ、どっちなんですか、はつきりさしてください。

○説明員 漆間英治君 私は選挙違反の処理の仕方が事柄によっていろいろあるということを申し上げたわけでありまして。

○山中都子君 だから、その場でやることもあるんじゃないですか。

○説明員 漆間英治君 それは違反の態様によるわけでありまして、このような態様のものは通常はそういう現行犯の処理にはなじまないものというふうには私は考えております。

○山中都子君 実際問題として、さっきおっしゃっているように、それがまた事後の問題で、一般的に大きな流れとしておっしゃらないのだから、こういうことは絶対ないとおっしゃらないのだから、で、事後の問題にしても何にしても、そういうふうには判断が出てくるわけでしょう。そうすると、実際にこういう行動をしている国民はわからないわけよ、自分たちの行動がそういうものにつかるとかひつかからないのか。警察がその場で判断してくれなければわからない。もっと言うならば、私たちは、私はいまこういう団体に所属する一員でございます、本日こういう主張を持って集会に参加いたします、マイクも使います、デモ行進もいたします、これは果たして公選法上やってよろしいことでしょうか——一々警察にお伺いを立てなきゃ安心してできないということになる

のじゃないですか。

○衆議院議員 後藤田正晴君 その点はやはり主催者なり何なりが十分慎重に判断なさって、ここへ一般の人が入ってくれば、これは選挙期間中であるし、これは違反になるおそれがあるということとは、これは当然そういうデモをやるなり、あるいは大会を催すなりという主催者の方が考えてやるべきことじゃないでしょうか、私はさように考えます。

○山中都子君 この問題につきまして、私はその主催者が考えるのか考えないのか、それはこっちの自由の話でね、立法者の方がとやかく言う筋合いのことじゃないんですよ。そういうことじゃない、この法律からそうしたことになるでしようということをおし上げておられるの。

それでもう一つだけ、こういう集会なりデモが毎年恒例に行われているのは御承知だと思いますが、たとえば母親大会だとか、三月八日国際婦人デー、働く婦人の中央集会、一〇・二一国際反戦デー、原水禁大会、こういう行動が毎年必ず行われているわけですよ。その掲げられているスローガンは、さっき私が申し上げたようなスローガンも含めてさまざまな問題が掲げられますね。そういうものは当然のことながらそんな政治活動を行う団体だとして認定し、政策の普及宣伝だということとでは絶対あり得ないということになりますか。

○政府委員 大林勝臣君 いまデモの例をお出しになったわけでありまして、デモでございませうれば、それがやはり選挙期間中は政治活動を行う団体でもしデモをやるということになりまして、場合によっては、デモの通常の形態がどういうことになりまして、通常は恐らく連呼というものがデモの主体になると思えます。もしも政治活動を行う団体が選挙期間中に政治活動の連呼を行うということ自体がすでに現在規制をされておるわけでありまして。

○山中都子君 集会はどうなんですか。

○政府委員 大林勝臣君 この集会も先ほど来の考え方と同じでありまして、政治活動を行う団体が集会を行うということになりますれば、そこで政策の普及宣伝の演説をするという場合には政談演説会ということになると思えます。

○山中都子君 そうしたら、断言してください。私がさっきから取り上げている集会、デモ、いま新たに申し上げました原水禁大会だとか母親大会だとか、慣例的に行われているもの、こういうものはあなたが安心なさい、安心なさいとおっしゃるなら、絶対に政治活動を行う団体であると認定されるならば何だという、そういう前提なしに、関係ないということをお断言してください。

○衆議院議員 後藤田正晴君 それはちょっと、私に断言しろとおっしゃいまして、やっぱりその団体が、政治活動を行う団体に入るのか入らぬのかというまず認定をし、同時に、やっていられないことがこの二百一条の五に該当するのかもしれないかというふうなことを判断しないと、いまあなたがそういうふうな例をおっしゃって、これは該当しないと云え、こう言いましたも、それは私がさっきお答えしたとおりなんです。従来からやっている程度のものがあるならば、何も今度の改正は新しい規定を入れたわけじゃないんだから、従来どおりですよと私は言っているのですよ。しかしながら、従来と同じような団体があるにしても、しかし、踏み出しているいろいろなことをやりになると、これにかかる場合もありますよ、したがって、それはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないと、こう言っているのです。従来と全く同じようなことであれば、私は、これは別段新しいものをつけ加えたつもりはございませんので、そんな心配をなさることはないのじゃないかと、かように考えます。

○山中都子君 やっぱ断言なさらないのよ。今後絶対ないとは断言しないと、こうおっしゃるわけでしょう。だったら拡声機を使うことによつて、やっぱそれが広がるといふことなんですよ。それ以外にないじゃありませんか。

先ほどデモは連呼だとおっしゃったけれども、冗談じゃない。じゃ、警察に伺いますけれども、先ほど私が取り上げました例は、過去の実際の選挙期間中に行つた集会でありデモです。この集会、デモが公選法に違反するという疑いを持って吟味をされたことがあるんですか、連呼だということ。あるいは政談演説会だということ。これは公安条例によつてちゃんと届け出ている大集会ですよ。そんなことがあるんですか。

○説明員 漆間英治君 個別具体的な事柄でありますので、個々には承知をいたしておりますけれども、選挙の最中に紛らわしい行為がいろいろ行われます場合には、それを事前にその御相談を受ける機会があれば、これは公選法のこの規定に触れるおそれがありますよということ御注意申し上げている場合がございまして。そういうことで、事前に注意喚起をする場合もございましてけれども、いまの二一それだけのケースについてどのようなかかわり方をしたか私存じておりませんけれども、そういうことで、事前に御相談があればいろいろとお答えし、注意喚起もするということもあります。

○山中都子君 私が伺っているのは、実際に公安条例に基づいて届け出を出している集会なんですよ。それで、デモでシュプレヒコールはあたりまえに行われているわけでしょう。それが連呼に当たるといふ。連呼に当たれば禁止されているんだと、こういうわけですね。そんなふうなことで連呼に当たるといふ観点から吟味したことなくてないはずですよ。調べて、この次に回答してください。私が取り上げた三つのケースだけでもいいです。選挙期間中ですからね。そんなごまかしを言ってもらっちゃ困るんですよ。実際にデモが行われて、実際にシュプレヒコールが行われて、それが連呼に当たる、そうしてこうした大集会、集会在政談演説に当たる、冗談じゃないというの。そういうことを言つて言い逃れるということの背景には、新たな網がかかるということに語っているん

です。マイクということによって、拡声機を使うことによつて制限の対象にするという厳然たる事実がここにあるんだということですね。

それで伺いますけれども、これは後藤田さんの統一見解ともまた合わせなければいけない問題なんですけれども、大集会とかデモとかだけでなく、労働組合、民主団体、平和団体、婦人団体、文化団体、学生自治会、青年団体、業者団体、農民団体、医療団体、消費者団体、それから団地自治会などの自治会、いっぱいほかにもあります。うけれども、私はいまこういう例を挙げます。こういうところの団体の人たちが原水爆禁止あるいは健康保険改悪反対、入場税撤廃、先ほど大川委員の方からお話がありました。徴兵制度反対、憲法改悪反対、有事立法反対、一般消費税反対、男女差別撤廃、これはいま特に国連条約、国連で婦人に対するあらゆる差別撤廃条約の早期批准というのをいま盛んに私たちも含めて婦人の人たちが言っているわけですから、そういう要求です。ね、雇用平等法を制定せよ、授業料値上げ反対、高校全入、こういうことで街頭でマイクを持って訴え、あるいは署名、こういうことは無数に行われているわけでしょう、日常的に。そうして選挙の期間中も行われているのです。こういうものは、それじゃ、あなた方はいままでと変わらない、変わらないとおっしゃるのですから、こういう路地裏宣伝その他は一切変わらないのです。規制の対象に新たななるということはないのです。ね。

○政府委員(大林勝臣君) そういった諸種の団体が政治活動を行う団体でないということであれば、規制の対象にならないことは当然であります。

○山中都子君 それじゃ、政治活動を行う団体であるというように認定されれば規制の対象になるわけですね。いままでは拡声機の使用が入っていないから、こういうものは規制の対象になっていなかったのです。そうでしょう。それじゃ、新たなやつぱり対象ですね。

○政府委員(大林勝臣君) ですからいままでも、もし政治活動を行う団体だということふうなことでございませうれば、たとえば政治活動のための連呼はだめであるとか、立て札、看板はだめであるとか、こういう規制はあったわけでありまして、それに改めて一つの材料として拡声機が入ったということでありませう。

○山中都子君 じゃ、あなたも執筆者の一人である連呼ということについての解説の紹介を私がする筋合いじゃないのですけれども、公職選挙法の逐条解説、連呼というのは「短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返して呼称すること」と、いま私が申し上げましたケースで、短時間に同じ文言を繰り返して言わないしやべり方はいっばいあるんですよ。ほとんどがそうじゃありません。連呼じゃありません。そういうものはいままで行われていたのです。あなた方が言う、仮に政治活動を行う団体だと認定された場合でも、マイクを使つてきたんですよ。何の規制の対象にもなっていないから、それを今度規制の対象に、拡声機を使うということにするのには、そこを言っているの。

○政府委員(大林勝臣君) いろいろな態様が出てくるかもしれませんが、とにかく二百一条の五以下の条文というのは、先ほど来提案者の方のお話にもございましたように、選挙運動と非常に紛らわしいというふうなものだけをとりまえました。それを規制いたしておるわけでありませう。したがって、まことに形式的に読めば、たとえばいままでの政党機関紙の宣伝車、これは一体政治活動用の自動車と云えるのか言えないのかという話は、同じような問題として従来からあったわけでありませう。形式的には、まさに機関紙の宣伝というふうなことも、政党あるいは政治活動を行う団体が行う限りは、それは政治活動であらうと思ひます。思ひますけれども、二百一条の五以下の条文というのは、選挙運動と紛らわしい政治活動というものの限定をして、できるだけ政治活動の自由というものを基本にしなからる程度の規制を加

えていこうという趣旨のもとに、従来の単に機関紙の宣伝だけにとどまるような自動車というものは形式的にははまるだろうけれども、法律の趣旨としてはそこまですべてを規制しておるのではないだろうという解釈のもとに今日まで運用してきたわけでありまして、したがって、それが実態の変化によつて機関紙の宣伝だけにとどまらず、選挙運動の連呼その他の行為まで行われ出したということに着目をして、改めて確切的な表現が入つたものと承知をいたしております。したがって、形式的な判断も第一次的な判断にならうと思ひますけれども、やはりこの法律の趣旨というものが、選挙運動と非常に紛らわしい行為であるかどうかというものが、最終的にこの法律の対象としてつかまえるべき対象であるかどうかの判断にならうかと思ひます。

○山中都子君 法律にそんなこと一つも書いてないじゃないですか、拡声機については。何にも書いてないですよ、そんなことは。そのことを私言つてゐるのよ。何も法律に書いてないことまで、私はあれもこれもと言っているのじゃないです。この法律の条文から言えば、いま申し上げましたように、出てくるでしようと言っているの、そういうことが。

それで後藤田さんに私お伺いしたいのですけれども、あなたが統一見解だということ、これでも、あなたが統一見解だということ、これでも、その再質問も許さずに——これは委員会の運営ですけれども、衆議院においてちゃんになつていまして、これはどうしても明らかにしてほしいと思ふのですが、ここで要するに、街頭あるいは路地裏における機関紙等の販売という形で行われている、しかもその際、選挙運動まがいの呼びかけが行われている、これを取り締まるのだ、これを規制するのだと言っているわけね。だけど、法文上はそうなんじゃないのよ。なぜ法文でそうなんじゃないのか私もよくわかりませんけれども、だから法文上はそうなんじゃないために、いま私たちがたぐさんの事例を言いましたけれども、こういうものがかぶさってくるわけですね。この機関紙な

どの販売という形の普及宣伝以外は全部街頭政談か政談演説会か連呼だなんて、そんなめんどくさいことを言つてもらつては困る。そんなことはあり得ないのです。連呼というのは、いま申し上げましたように、大林さん自身がお書きになつた逐条解説でその規定してあります。それから、政談演説会、街頭政談ということによれば、これも大林さん自身がお書きになつてゐる逐条解説によれば、「政談以外の目的によつて開催された集會において、たまたま、演説の一部に政談があつても、これが政談演説会であるということではできないであらうと、こうなつてゐるの。そういうことをみんな訴えているわけでしょう、高校全入にしても、原水爆禁止にしても、署名活動の訴えも。そういうことにまで拡声機の使用を禁止することがかぶさるんですよ、この条文は。そうでしょう。あなたがどうしてもそれ以外はないのだ、つまり機関紙の販売以外はいいのだと言つたらば、なぜこの条文はそうなんじゃないのですか。機関紙の販売の場合に拡声機の使用を禁ずるといふふうになぜいなくなつていないのですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) この立法の趣旨は、現行法が「政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち」云々とありまして、「宣伝告知のための自動車の使用については」云々と、こう書いてあるのです。ところが、これは政治活動のためにやることであつて、宣伝告知、政策の宣伝とか、そういうことで、今この宣伝告知のための自動車の使用に機関紙等の販売車は入らないのだという法解釈がある時期に確立をして、自來政党的機関紙の広報宣伝用の車であるということ、実態は一体どうなつてゐるのですか。実態は何十台という拡販車の名のもとにほとんど出てきて、そしてそれが本当を言えば選挙運動まがいがあつて、それが本当ではないか。あるいはまた、路地裏等においても一般の人が迷惑するほどほとんど拡声機を使つてやつてゐるじゃありませんか。これはいかに

どい。やはりこの際選挙の公正、同時にまたいわゆる騒音等による選挙公害、こういうような点を直そうではないかという意味合いにおいて今度のこの規定ができたのだと、かように御理解を願いたいと思うのです。

したがって、立法はそういうつもりでやっておりますから、そういう方針に従って当然運営をせられるべきものだ、かように私は考えるのです。

○山中郁子君 ですから、そこが繰り返して言うように、私は機関紙の販売、宣伝ということについて、そういういろいろおっしゃって禁止の対象にするということ自体問題だということから、あなたが本当にそういうふうな立法の趣旨だと言ふなら、なぜ法文がそう言っていないのですか、不思議ですということを書いてある。法文は、一番最初に確認したように、これは政策の普及宣伝のための拡声機の使用を禁ずるとなっている。で、その趣旨は、機関紙の拡声機の使用を禁ずるとはなっていないのです。違ふでしょう。それだったら統一見解が違ふです。すよね。あなたのおっしゃる統一見解によれば機関紙の販売活動だと、立法の趣旨もそうだということだったら、それは矛盾しますね。違いますね。法文はそうではないの。そうでしょう。なぜそう言っているの。それじゃこの統一見解、もう一度つくり直して頂けますか、この法文に照らして矛盾のないように。そうしなきゃあなた、説得できないですよ、あなたのおっしゃる論法から言ったって。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正の動機というのは、るる提案者の方からお答えになったとおりだと承知をいたしておりますが、法文でどれだけというふうなかつこうで一つの行為をどうもえてかけるかどうかという問題も片一方でございましょう。わりあい現在の二百一条の五以下の法文というのは非常に概括的に書かれております。だからこそ「政治活動を行う団体」というのが何

であるとか、政談演説会が何であるかというふうなお話にまたなってくるわけでありますが、それはそれぞれの時期における立法された趣旨というものを踏まえて私どもは解釈をしてまいっておるわけでありまして、一つの例をいたしまして、先ほど申し上げましたように、機関紙のたとえば宣伝車というものはこの政治活動用自動車の中に入るのである。括弧を付けばいいではないかというふうなまたお話にも通ずるのであります。それと政治活動に限定をしておるわけでありまして、それから、それはやはり解釈、運用で補えるものではないかという感じを持っておるわけでありまして。

○山中郁子君 限定していいということを書いているの。法文が限定していいでいい、拡声機について。何にも書いてないでいい、拡声機の使用について禁ずるとなっている。ここについての合理的な答弁をちゃんと考えて、統一見解を直すなら直すで、この次に持ってきてください。その点については保留します、時間がなくなつてしましますから。いいですね、自治省も。

○政府委員(大林勝臣君) 御相談の上処理いたします。

○山中郁子君 それでは、それが出てきてからまたもう一度これはやらなければいけないのですけれども、私は、だからここで明らかにしたいのは、立法の趣旨はそうである、機関紙の販売に名をかりて、路地裏でいろいろたくさん宣伝隊が出てやると、これをやめてもらうのだと、あなた方はこうおっしゃる。このこと自体も私は意見があります。それはまた後で言います。しかし、それだけじゃないのだということなのね。それだけじゃないのだということとは法文上からも明らかだということなんですね。後藤田さんが連合通信の記者のインタビューを受けてこういうことを言つてらっしゃるんですね。「これまであまいにされてきた行為をキチンと取り締まることが目的

だ。現行法の解釈で取り締まられることに対し「改悪だ」と非難するのは的はずれ」だと、こうおっしゃるけれども、要するにこれまであまいにされてきたことについて取り締まるのだと、こういう言い方をしている。つまり、あまいにという名をかりて、結局はあれをばらばらというふうになつて、そのところを改めて、また大林さん、やつぱり連合通信のインタビューに対して、「従来行われていた選挙期間中の集会がすべて適法とはいえない。取り締まりが行われなかつただけのこと、後藤田見解をもつて、これまで取り締まりが行われなかつた労働組合などの集会が適法であつたと解釈するならば、それは誤り」と述べていらつしやる。そうして国会で午前中から質問があつたように、労働組合はどうなのかと言へば、そういうことはこれからは絶対変わらなせん、というふうな言い方をなさる。だけれど、その裏には、いま私が解明してきたようなこと、まかしがあるんです。だからこそ明らかに本音を吐いているわけ、大林さんは、これまで労働組合などの集会が取り締まれなかつたからといって適法であつたということに解釈するならば、それは誤りだ、こうおっしゃっているんです。明らかに拡声機を持ち込むことによってその規制の対象が広がるといふことをみずから認めていらつしやるというところがここにあるのです。

これと符節が合うのが奥野法務大臣の答弁です、予算委員会における東中議員の質問に対してですね。つまり、たとえば憲法改悪問題、奥野さんが次の参議院選挙には憲法の改正を政策として提起すると、こういうことに関連してですね、それじゃ憲法改悪反対ということをはたらぬのかと、そういうことが取り締まりの対象になるのかと、こういうことに対して、選挙期間中は自粛をさせていただくことだと、こう言っているんですね。結局符節がみな合うのですよ。あなた方は拡声機の使用をすることによっていままでと何ら変わらないとおっしゃっているけれども、変わらなくなつて全然ない。それは無限定に広がって

いるということ。政策の普及宣伝だということ、は、その場その場でなければならぬということ、何でも政策の普及宣伝に、おおむね皆さんが要求するのは政治に関係するから要求するので、それから、かわるでしよう。可能性があると。それからまた、政治活動を行う団体というのは無限定に広がっていくわけですよ。それは警察がそこで認定するといふわけですよ。それで拡声機を使う。いまどきの世の中で集会やデモやその他のちよつとした集会で拡声機を使わないなんてあります。ないでしよう。だったら、まさに弾圧をする、取り締まりの対象にするといふものはあなたの方の主観でもって無限定に広がっていく。こういう拡声機を持ち込むことによって、いままでだって大きな世界にも例を見ない取り締まり規制の選挙法であつたと言われているのに、さらにまた大きな規模の大きい縛りをかけ、そして選挙期間中の政治活動を抑制していく、こういうものにつながるといふこと。だからこそ私たちは声を大きくして言っているのです、そうでしょう。

○参議院議員(後藤田正晴君) 山中さんの御質問を聞いておまして、大変御心配をなさっている。無限大に広げるとか何とかというのを考えているわけじゃありません。私が言っているのは現行法の――まあ言葉は悪いですが、裏をかくつてと言つたらおしかりを受けるかも知れぬが、要するに脱法行為が行われて、それが選挙の公正を害して大変な事態になつていっている、それが、そのあまいなというものは、その脱法行為をいまやっているその事実をどうも言っているわけですよ、私が言っているのは、したがって、そんな無限大に広がってあなたが御心配になつていふようなことがあるなんて私は全然考えておりません。

それから、その連合通信なるものの記事を挙げられました、私はそれについては責任を持ちません。

○山中節子君 私は、連合通信のインタビュをされた記者からつづきに伺いました。二日間にわたって後藤田さんに電話で取材をされたということ、いま私が申し上げましたけれども、その取材のインタビュの中で、規制するとすぐ大騒ぎするが、要は政治的な活動をしなければ規制や取り締まりの対象にはならぬのだよと、こうあなたは答えていらつしやるのよ。あなたが責任を持つか持たないかはあなたの御自由ですけれども、しかし少なくとも新聞記者に対して語ったことを私はいま紹介しているんですけれども、それが真意じゃないですかということも言っているの。要するに、要は政治的な活動をしなければ規制や取り締まりの対象にならぬのだと、こうおっしゃっているわけね。それはだから奥野さんの発言と合うわけでしょう、自衛してくれと。憲法改悪みたいな本当に大事な問題を奥野法務大臣がこの公選法の理解として選挙中は自衛してくれと、こう言うわけ。選挙中はごく限られた期間だと、こうおっしゃるけれども、現実には――たとえば最近起こったことでも千葉県では参議院補選と千葉の知事選と連続して行われました。かなり長期の選挙期間になります。もともとそれが長期の選挙期間になる可能性は十分にあるわけですが、また何かがつながるといふようなことは。かなり長期にわたってこの公選法の名のもとに重大な政治活動の規制が行われる、こういう内容ではないかということとを私は指摘しているのです。だからあなたは、私が心配している、心配しているとおっしゃるけれども、国民が、たくさんの方たちが――だからこそきょうだつてたくさん傍聴に見えてるんですよ。そういう心配があるからこそこれを申し上げているのです。そういうことはちゃんと認識してください。だからこそ法文上だつてそうなっているのではありません。心配しなくて済むような法文になつてゐるのなら心配しなくて済む、だれも。そうじゃなくて、無限定なものになつてゐるから、だからそういうことが出てくるだろうということ

私は初めにも申し上げましたけれども、きょうはそういうことで拡声機の問題を重点にせざるを得ませんでしたし、大変限られた時間でございまして、そうなりましたけれども、このほかに、この問題についてもたくさんありますし、それからまた機関紙の拡販車の問題についても根本的には大きな問題があります。それからステッカーの禁止、ポスターの制限、長時間の街頭演説の規制、その他もろもろ、今回の改悪の中にはそれ一つ一つとみても大変重大な問題点がありますので、この点については引き続き追及もし、説明も図つてまいりますけれども、いずれにいたしましても初めに申し上げますように、選挙期間中の最も大事なときに国民の日常的な言論表現の自由が警察の手で侵害される、規制される、そういうことがこの法律の改悪の持つ基本だということなんです。それは立法の趣旨はそうではない、そうではないとおっしゃるけれども、たとえば悪名高い治安維持法がつくられた立法の過程で政府はどう言つていたか。これは農民運動にも労働運動にも適用するものではありません、こう言つていて、そしてすぐに小作争議や労働争議に適用されているのです。宗教者の弾圧にまで及びました。それが私たちが決して忘れることのできない日本の歴史の教訓ですよ。厳然たる事実ですよ。そのほかにもたくさん法律があります。立法者が、提案者がそのときに、いや、これはそういう心配はありません、こういう心配はありませんと百万言費やしたつて、一たび法律ができれば、その法律はひとり歩きしてさまざまな弾圧を広げていくのです。

私は、そういうことと関連して申し上げておりますので、幾つかの点についてはよくよく十分御相談いただいて合理的な答弁をなさるよう、そして引き続き先ほど申し上げましたことを説明していくことを申し上げます。きょうの質問は時間になりましたので終わります。

○栗林卓司君 後藤田さんにお尋ねをすることにしようかと思いますが、今回の改正の一つの中心というのは、後援会の立て看板あるいはステッカーあるいは政党機関紙の拡販車といふですか、販売の車、それを、実態に果たして行き過ぎがなかったらどうかという点も含めながら是正をしていきたいということだと思います。

やつてゐるわれわれから見ますと、たとえば北海道に行くときに林立する立て看板です、よくわかるのです。よくわかるのですが、見方を変えまして候補者と有権者の関係で見詰め直してみたとときに、有権者から見るとあの林立する立て看板は、余り立ちますと邪魔ですけれども、やっぱり多少あつた方が覚えやすいわけですね。ステッカーもあつた方がやっぱり名前が頭に入るようですね。あの拡販車はうるさくてしょうがないけれど、あれがなくなつてしまつと、一体どうやつてわれわれはいま現実選挙がどうなつてゐるのかという情報を得ることができなくなるか、恐らく有権者の側から見ると、選挙公害など一面では言いながら、片方では候補者との接点を求めている面があると思うのです。その面が改正案を見ますと、現職の議員とするとよくわかるのですが、これから議員になろうとしてゐる新人の候補者、さらにそれを取り巻いてゐる有権者として見ると、どうも自分たちに不便になつた、多少前に比べますと不利になつた改正ではないのかと感ずるのではないかと、私はこう思いますが、いかがですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 御承知のように、やはり候補者と有権者の接点を求める方法というものは、できるだけ開かれていなければ私はいかぬと思います。そういうような意味合いで立て看板とかあるいはステッカー、こういうものもそれなりに私十分効果を果たしておると思つてゐます。ただ、今日それが余りにも乱れてゐるという点、余りにも林立し過ぎて、あそこまでやらないでいいではないか。ならばその本数を制限しようではないか。それからステッカー等についても言ひますと、本来名前を出せばこれは事前運動になるものだから、後援会について制限をこの前

やつた。そうすると、一つの後援会の制限だから、今度は後援会をたくさんつくつてしまつてまた行き過ぎがあるものですか、片方それに伴い大金もかかるということで、この際はそういう点はひとつ直したらどうかという、これが発想でございます。

ただ、その結果が現に議員になつてゐる人としてから今度は新人となればどうかということになれば、私はやはりそれは新人がその点に不利であらう、これは率直にそう思ひます。しかし、本来選挙というものは、あつた立て看板を林立させ、それからまた軒並みにステッカーを張つて名前を売ることが新人にとつても本来あるべき姿であらうか。そうじゃないのじゃないか。選挙というものは、有権者との接点は、平素のその人の地域における活動なり、社会における活動、こういうようなことが理解せられて出てくるのがこれが本来の姿であらう、こういうふうに思ひますね。そこをどう考えるかということなんです。そこで、今回は余りにも行き過ぎてゐるからひとつこういう規制を加えようということになつたわけですが、御説のように、新人にとつては現職よりは不利であるなどということ否定するわけにはまいりません。

○栗林卓司君 そこでお尋ねしたい点が二つあるのです。

まず最初の点なんです、新人にとつて確かに不利である、だれが見てもそうですよ。そういう法律を現職だけで決めてしまふというのは、やり方として正しいのだろうか。というのは、もとも選挙制度の改正というのは議員立法で出てくるべきものなんだろうか。議員立法でまゐりますと、現職の議員が相談してゐるわけですから、それそれやばりお互ひのいろいろな計算が出てまゐりますしね。現職が古くなればなるほど知名度は抜群でありますし、よいいなことをせぬ方がよっぽど楽だと、こうなるんです。ただ、そういう形で議員立法の協議が進み、しかも最後の結論

は多数決であるという決め方が正当な選挙制度のつくり方なんだろうか。この点はどうお考えになりましたか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) その点はほぼ慎重に考えなきゃならぬ点だと思います。過去、昭和二十年代、三十年代、二大政党時代があり、多党化した時代もありまして、考え方は変わってきているように思いますが、やはりそういった反省の上に立って、政府の機関ではありますけれども、各界の有識者で選挙制度審議会をつくったわけですから、その審議会の答申をできるだけ尊重してやろうじゃないかということになったわけですから、この審議会の中に各党の議員さんが出てきているわけですから、そこで意見がまとまらない。まあ、そういうようなことで、昭和四十七年以来開店休業といったような実態があるんです。しかし、理想的に言うならば、これはもう全く第三者機関でちゃんとやるべき筋だと思えます。

ただ、それは今度は国会にかかりますから、さてそうなるとと党利党略のみならず個別個略まで出てくるわけですから、これはなかなか立法化ができないということですね。そこで、立法化ができないことを頭に置けば、選挙制度審議会の中にむしろ各党の代表者を入れておいた方がスムーズではないかということを入れたわけですから、今度はそうすると、審議会の方の議論がまとまらない、こういうことですから、これはこれから先もどう考えていったらいいのだろうか本当に考えなければなりません。そこで今日は、各党の土俵づくりの問題ですから、ルールづくりですから、ならばやっぱり議員立法でやるのが一番、何といいますが、比較的にいいやり方ではないのかというところで、今日こうなっているわけですから、その点を御理解願いたいと思います。

○栗林卓司君 わかるのですが、ただ議員立法でとにかく提案を決めようじゃないかというようになり得る中身というのは、本当は選挙制度審議会にかけたってそれはそれでかかっているのではない

はずでありますし、おっしゃる通りに、本当は国会なり関係する人が入っていない最も公正な立場で決めていくという第三者機関がこれは決めますぞというのが本当ですわね。なかなかそこまでいっても百年河清でありましようけれども、議員立法でいけるのだったら正規のルートできちんとしてやめようか。これは後、問答になりますからここでやめておきます。やめておきますが、なぜ私がこういったことをお伺いしているかということの、もう一つの意味はお察しだと思います。議員立法で選挙制度の改正を出すというのはほぼ慎重にしないといけないのではないだろうかということだけ意見としてこの際は申し上げておきたいと思えます。

そこで伺いたいもう一つは、実はこれも党利党略、個別個略でなかなか実現できないのですが、日本だけですね、戸別訪問を禁止しているのは。これはもうそれ御経験がありますから皆さんにわかるんだけれども、戸別訪問はれっきとした形式犯で、やっている本人は悪いことをしたなんという気持ちには毛頭ないのです。ところが、警察がやられるものだから、後ろ見見、あっち見見の、陰惨な選挙になる。私は選挙というのはある意味ではお祭りであっていいと思うのです。四年に一遍あるいは六年に一遍、何でもよろしい。お祭りであっていい選挙があつたらいい形になるのは、私は戸別訪問だと思ふ。お尋ねしますと、そんなことをすると全部候補者が回らなさいけない、身がもたないとか、いやそんなことをすると一票五千万円がまともに入ってくるのか、わねとかいう実情はそれをおっしゃいますけれども、選挙の制度の重みを考えますと、私は、戸別訪問は積極的自由にすべきだし、それで今度の改正も戸別訪問の自由と一緒にしていればこれはわかるのです。片手落ちではないかと思ふ。いかがですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 個人的な見解で大変恐縮ですが、私は戸別訪問については実は積極論者なんです。しかしながら、この点は党内でいろいろ議論しまして、甲論乙駁でまともないのです。そこで、今度の改正というのはおおむね党内でもまあこの程度と定まっています。たところ、同時に今度は野党の皆さんにも御相談をして、この程度ならうちの党としても異論はないよといったようなものだけを出したわけですが、したがって、考え方の基礎は私はこの選挙法というものは本来は安定していなければいかぬと思うのです。しよつちゅう変えるべき筋合いのものではないと思うのですけれども、しかし、現実にはなかなかいまま言つたようにむずかしい問題ですね、選挙の改正というのは。だからやはりおおむねの一致するところで、いかにもひどいなど思うところはともかく、不磨の大典ではないのだ、できることから改正していこうではないか、そして、それでまたそのふぐあいがあればそこをまた考えていくというようにしたことしたらどうかというように今で、今日のこの案が出たわけでございます。したがって、この案に載っていない問題で、きつて重要な問題が幾つもありますから、こういう点については将来とも党内でも勉強しますし、また野党の皆さんとも御相談をしてまいりたい、かように思っています。

○栗林卓司君 いま党内というお答えがあつたものですから、それに乗ってお伺いするわけですが、党内としましてこの戸別訪問について、ではいつごろまでに成案が得られるのだろうか。というのは、今度の改正案というのはたしか四党でいろいろ知恵をしぼりながらつくってきたたき台ですね。あそこの中には戸別訪問を少しいろいろ工夫してやろうじゃないかというのが入つておつたのです。それが急遽つくるようなことになつたという面もあるでしょうけれども、落ちてしまつた。落ちたまま参議院にきたのですから、いまさらいまの時期にどうしようと言つても間に合いません。成案が得られるお見通しですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) これは私からいつごろまでに成案を得ると言う筋合いのものではない

いように思います。しかし、本当にこれは重要な問題ですから、これは私どもの調査会でもできるだけ結論を出すように努力してみたいと、かように思っています。

○委員長(鳩山威一郎君) 本家に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)(第九十三回国会提出、衆議院継続審査)

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「同月十日」を「同月二日」に、「同月十五日」を「同月七日」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「(当該選挙の期日が九月十一日から十月十日までの間にあつたものを除く)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三條第一項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

第三十一條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項から前項までの規定により設置する選挙事務所については、当該選挙事務所の設置者は、当該選挙事務所ごとに、一日につき一回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することができない。

第三十四條第一項中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に改める。

第四十三條第十五項を同条第十六項とし、同条第十四條第一号中「政令で定める総数」を「公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者

等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数に改め、同項第二号中「掲示されるもの以外のもの」の下に「（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるものを除く。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第四項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

第四百四十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号及び第三号並びに前項の規定は、次条第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、適用しない。

第四百四十四条の二に次の三項を加える。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第四百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

第四百四十四条の三「前条第一項」の下に「又は第八項」を加える。

第四百四十四条の四「都道府県の議会」を「第四百四十四条の二（ポスター掲示場）第八項の規定によるほか、都道府県の議会」に、「前二条」を「同条第三項から第七項まで及び前条」に、「ただし」を「この場合において」に改める。

第四百四十五条第一項中「長の選挙」の下に「（第四百四十四条の二（ポスター掲示場）第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。）」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四百四十七条中「第四百四十三条第十四項」を「第四百四十三条第十五項」に改める。

第四百四十四条の六に次の一項を加える。

3 選挙運動のための街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまつてすることのないように努めなければならない。

第四百四十八条の二「第四百四十四条の二（ポスター掲示場）第一項」の下に「及び第八項」を加え、「行なわない」を「行わない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二百一条の四第九項中「第四百四十三条第五項」を「第四百四十三条第六項」に、「第四百四十四条第二項から第四項まで」を「第四百四十四条第二項、第四項及び第五項」に、「及び第四百四十八条の二」を「並びに第四百四十八条の二」に、「第四百四十三条第七項及び第八項」を「第四百四十三条第八項及び第九項」に、「第四百四十四条第四項」を「第四百四十四条第五項」に改める。

第二百一条の五第一項各号列記以外の部分中「宣伝告知」の下に「（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。）」を、「自動車」の下に「及び拡声機」を加え、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「政策の普及宣

伝」の下に「（政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。）」を加え、「三台」を「六台」に、「こえる」を「超える」に、「十人」を「五人」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一条の六第一項各号列記以外の部分中「自動車」の下に「及び拡声機」を加え、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「三台」を「六台」に、「こえる」を「超える」に、「十人」を増すを「五人を増す」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一条の八第一項各号列記以外の部分中「自動車」の下に「及び拡声機」を加え、同項第三号中「十人」を「五人」を増すを「三人を増す」に、「十人」を増すを「五人を増す」に、「台数」を「台数以内」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一条の八第一項第五号中「会場」を「会場内」に改める。

第二百一条の九第一項各号列記以外の部分中「自動車」の下に「及び拡声機」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一条の十一第七項中「第四百四十三条（文書図画の掲示）第五項」を「第四百四十三条（文書図画の掲示）第六項」に改める。

第二百一条の十二第四項中「第四百四十四条の二第二項（連呼行為における静穏の保持）」の下に「及び第四百四十四条の六第三項（長時間にわたる街頭演説の規制）」を加える。

第二百四十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二百三十一条第四項（選挙事務所の移動の制限）の規定に違反して選挙事務所を移動（廃止に伴う設置を含む。）した者

第二百四十二条中「第二百三十一条第四項」を「第二百三十一条第五項」に改める。

第二百五十一条の二第二項第四号中「候補者」と同居しているを「候補者の」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「第四百四十三条第七項若しくは第八項」を「第四百四十三条第八項若しくは第九項」に、「第四百四十四条第三項」を「第四百四十四条第四項」に改め、同条第二項中「第四百四十四条第二項若しくは第五項」に改める。

第二百六十三条第五号の二「第二百三十一条第四項」を「第二百三十一条第五項」に改め、同条第六号の二「第四百四十三条第十三項」を「第四百四十三条第十四項」に改める。

第二百六十四条第三項中「第四百四十四条の四」を「第四百四十四条の二（ポスター掲示場）第八項及び第四百四十四条の四」に、「及び第四百七十二條の二」を「並びに第四百七十二條の二」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以

下「新法」という。第二十二條第二項、第三十一條第四項、第六十四條の六第三項、第二百一十條の五第一項、第二百一十條の六第一項、第二百一十條の八第一項、第二百一十條の九第一項、第二百一十條の十二第四項及び第二百一十條の二並びにこの法律による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條第一項及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日まで

項の項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。
（農業委員会等に関する法律の一部改正）
第六條 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。
第十一條の表以外の部分中「第三百三十一條第三項」を「第三百三十一條第三項及び第四項」に改め、同条の表第二十三條第一項の項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

（文書図画の掲示に関する経過措置）
第三條 施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に新法第四十三條第十五項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第四十七條に規定する文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、公職選挙法の改悪反対に関する請願（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）

2 施行日前に掲示されたこの法律による改正前の公職選挙法第四十三條第十四項第一号の立札及び看板の類で後援団体に係るものになされた同条第十五項の表示については、施行日以後は、新法第四十三條第十六項の表示でないものとする。

第六六一号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都東村山市本町一ノ八ノ三七 土屋正之外十七名
紹介議員 市川 正一君
言論の自由、選挙活動の自由を抑圧する公職選挙法の改悪に反対し、これを廃案にされたい。

（罰則に関する経過措置）
第四條 施行日前にした行為及び附則第二條の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

今国会に提出されている公職選挙法改正案は、選挙期間中に、機関紙カーによる機関紙・誌の普及宣伝活動、ハンドマイクによる政策、機関紙・誌の普及宣伝活動や、後援会のステッカーを規制し、街頭演説の時間制限を図るなど、選挙期間中の言論、政治活動の規制を大幅に強化しようという内容を含んでおり、憲法をじゅうりんする反民主主義的なものである。本来選挙は言論、表現の自由、政治活動の自由の全面的な保障を基礎に、各政党、候補者が、政策や主張によつて国民の支持を競い合うべきものであり、その中心になるのが選挙期間中の自由な政治宣伝、言論活動である

（漁業法の一部改正）
第五條 漁業法の一部を次のように改正する。
第九十四條第一項の表以外の部分中「第三百三十一條第三項」を「第三百三十一條第三項及び第四項」に、「第二百四十四條第一号から第五号の三まで」を「第二百四十四條第一号から第五号の二まで」に改め、同項の表第二十三條第一

ことは明白である。しかし、我が国においては、戸別訪問の禁止をはじめ広範な言論・文書活動の規制が既に行われている。更に言論、政治活動の規制を強化することは、国民の知る権利や自由な選択の権利を圧迫し、暗やみ選挙を実現しようとするものである。また、こうした選挙期間中の言論規制は、正々堂々というべき政策論争の道を閉ざして、金権選挙や企業ぐるみ選挙を横行させ、選挙の腐敗をもたらす要因となるものである。

（罰則に関する経過措置）
第四條 施行日前にした行為及び附則第二條の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六六二号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都練馬区西大泉町八一五 岩井勝美外二十二名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

（罰則に関する経過措置）
第四條 施行日前にした行為及び附則第二條の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六六三号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都足立区東保木間一ノ五ノ一 九ノ一〇一 川村徹外十八名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

（罰則に関する経過措置）
第四條 施行日前にした行為及び附則第二條の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六六四号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 新潟市青山一、四二二 田室正秋 外二十四名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市北新一ノ七ノ五 堀内正司外二十八名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六六七号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 新潟市河渡丁二六〇 松浜住宅内 土屋博明外十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六六八号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都足立区西新井本町五ノ二ノ二九 渡辺久夫外十二名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六六九号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都足立区中川三ノ二三ノ二四 加賀野井正二外十八名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六七〇号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都足立区椿二ノ二三ノ一四 小川功外十九名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六七一号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五ノ七ノ四〇 五 夏井由弘外二十六名
紹介議員 安武 洋子君

第六六六号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六六五号 昭和五十六年二月十六日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都足立区梅島一ノ二二ノ二 山下敏外十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第六七二号 昭和五十六年二月十六日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都足立区梅田五ノ二七ノ五

灰野房子外十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の改悪反対に関する請願(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)

第七九〇号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区千歳台四ノ二六ノ

二ノ二〇四 川口哲延外十五名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九一号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都文京区音羽一ノ二六ノ一四

太田とり外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九二号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市第一ノ一〇 岩田修

外十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九三号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平七ノ三 酒巻

英一外十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九四号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区上大崎三ノ一三ノ三

四 菊池洋司外九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九五号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原三ノ一四 石

本八千代外九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九六号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都保谷市本町六ノ一〇ノ二

海野良美外九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九七号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都大田区矢口一ノ一三ノ八

溝口清昭外十三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九八号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋六ノ一一ノ七

沖家二外十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第七九九号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉市小深町二七三ノ三二 中仁

外十三名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八〇〇号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下二ノ七ノ八 穴

原正典外十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八〇一号 昭和五十六年二月二十五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江三ノ二六

古田義幸外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の改悪反対に関する請願(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都中野区南台四ノ三九ノ一〇

山田儀明外二十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七三号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都小平市仲町四六二 佐々木

八重子外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七四号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区野毛一ノ一八ノR

Bノ三〇五 福内直之外八名

紹介議員 小笠原貞子君

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都中野区南台四ノ三九ノ一〇

山田儀明外二十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七五号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都中野区江古田四ノ四三ノ一

二 樋口由幸外十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七六号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田和泉町一ノ一

一 石垣恵子外十三名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七七号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県花見川六ノ二二〇四 平

林京子外十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七八号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県花見川六ノ二二〇四 平

林京子外十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七九号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県花見川六ノ二二〇四 平

林京子外十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八八〇号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県花見川六ノ二二〇四 平

林京子外十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七八号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区高砂四ノ二ノ三〇ノ

一〇一 牛木件江外十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八七九号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区勝島一ノ六ノ七 柳

瀬一ノ外九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八八〇号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬二ノ四ノ一八

吉永好男外十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八八一号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都千代田区三番町一二 佐藤

洋一外七名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八八二号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市五香六美七三五ノ五

四四 谷内喜代子外十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第八八三号 昭和五十六年二月二十七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋五ノ三ノ四

有村好民外十三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

請願者 埼玉県所沢市金山町三ノ七 斉藤

公子外十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三〇号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢四ノ二八ノ三

石川光子外五名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三一号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸二ノ三〇ノ四

加藤富久外八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三二号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市上之二、六二〇ノ一

緒田剛史外九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三三号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県志木市下宗岡四ノ四ノ一二

安藤親子外十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三四号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市芝山六ノ一ノ一九

遠藤鎮子外七名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三五号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都台東区東上野五ノ一ノ一九

金沢光子外九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三六号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田五ノ二二ノ一

八 大久保恭助外六名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三七号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市初富一三ノ一二

中川博外九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三八号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都大田区鵜の木三ノ一六ノ一

〇 藤原進二外五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九三九号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ一二七

ノ九ノ四〇一 香月康子外九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九四〇号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都大田区大森西三ノ四ノ五

伊藤正喜外九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九四一号 昭和五十六年三月三日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都江東区大島七ノ九ノ八 桐

谷シツ外七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九六八号 昭和五十六年三月五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都江東区大島七ノ六ノ一三

魚住友良外十一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九六九号 昭和五十六年三月五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都新宿区山吹町二七〇ノ一〇

和田毅外七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七〇号 昭和五十六年三月五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県狭山市水野五五七ノ七五

丸山達也外十三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七一号 昭和五十六年三月五日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区前野町五ノ三ノ四

有村好民外十三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七二号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ一九ノ

紹介議員 一四 山内信重外九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七三号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都台東区鳥越一ノ三十一ノ一
神谷そよ外十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七四号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都足立区足立三ノ五ノ一 越
路由美子外六名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七五号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都品川区勝島一ノ六ノ七 佐
野一三外九名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七六号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都品川区南品川五ノ一六ノ一
四ノ三〇五 平山典子外十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七七号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都千代田区四番町一ノ三〇四
斉藤道宏外十名

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七八号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市三橋五ノ一、〇五七
ノ四 岡田道之外九名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第九七九号 昭和五十六年三月五日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 千葉県市川市鬼高二ノ二一ノ三一
ノ一〇七 浅子俊子外十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

昭和五十六年四月一日印刷

昭和五十六年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇